

| 招集告示年月日 | | 平成 28 年 9 月 5 日 | | 招集場所 | | 津南町役場議場 | |
|---|------------------------------|-----------------|--------|---------------|------------------------------|---------|--|
| 開会 | 平成 28 年 9 月 12 日午前 10 時 00 分 | | | 閉会 | 平成 28 年 9 月 16 日午前 11 時 32 分 | | |
| 応招・ 不応招 出席・ 欠席の別 | 議席番号 | 議員名 | 応招等の別 | 議席番号 | 議員名 | 応招等の別 | |
| | 1 番 | 半戸義昭 | 応・出 | 8 番 | 津端眞一 | 応・出 | |
| | 2 番 | 村山道明 | 応・出 | 9 番 | 大平謙一 | 応・出 | |
| | 3 番 | 石田タマエ | 応・出 | 10 番 | 河田強一 | 応・出 | |
| | 4 番 | 風巻光明 | 応・出 | 11 番 | 藤ノ木浩子 | 応・出 | |
| | 5 番 | 恩田稔 | 応・出 | 12 番 | 吉野徹 | 応・出 | |
| | 6 番 | 栞原洋子 | 応・出 | 13 番 | 桑原悠 | 不応・欠 | |
| | 7 番 | 中山弘 | 応・出 | 14 番 | 草津進 | 応・出 | |
| 地方自治 法第 121 条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席 者：○印) | 職名 | 氏名 | 出席者 | 職名 | 氏名 | 出席者 | |
| | 町長 | 上村憲司 | ○ | 税務町民課長 | 上村栄一 | ○ | |
| | 副町長 | 小野塚均 | ○ | 地域振興課長 | 江村善文 | ○ | |
| | 教育長 | 桑原正 | ○ | 建設課長 | 柳澤康義 | ○ | |
| | 農業委員会 長 | 涌井直 | ○ | 教育委員会 教育次長 | 清水修 | ○ | |
| | 監査委員 | 中島豊 | ○ | 会計管理者 | 桑原松洋 | ○ | |
| | 総務課長 | 根津和博 | ○ | 病院事務長 | 桑原次郎 | ○ | |
| | 福祉保健課長 | 高橋秀幸 | ○ | | | | |
| 職務のため出席した者の職・氏名 | | | 議会事務局長 | 村山詳吾 | 班長 | 小林武 | |
| 会議録署名議員 | | 4 番 | 風巻光明 | 11 番 | 藤ノ木浩子 | | |

| | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 株式会社竜ヶ窪温泉の経営状況について |
| 日程第 3 | 同意第 2 号 | 津南町教育委員会委員任命の同意について |
| 日程第 4 | 議案第 61 号 | 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 5 | 議案第 62 号 | 津南町障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 63 号 | 津南町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 64 号 | 平成 28 年度津南町一般会計補正予算(第 6 号) |
| 日程第 8 | 議案第 65 号 | 平成 28 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号) |
| 日程第 9 | 議案第 66 号 | 平成 28 年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号) |
| 日程第 10 | 議案第 67 号 | 平成 28 年度津南町介護保険特別会計補正予算(第 2 号) |
| 日程第 11 | 議案第 68 号 | 平成 28 年度津南町簡易水道特別会計補正予算(第 1 号) |
| 日程第 12 | 議案第 69 号 | 平成 28 年度津南町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号) |
| 日程第 13 | 議案第 70 号 | 平成 28 年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号) |
| 日程第 14 | 議案第 71 号 | 平成 28 年度津南町病院事業会計補正予算(第 2 号) |
| 日程第 15 | 認定第 1 号 | 平成 27 年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 16 | 認定第 2 号 | 平成 27 年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 17 | 認定第 3 号 | 平成 27 年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 18 | 認定第 4 号 | 平成 27 年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 19 | 認定第 5 号 | 平成 27 年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 20 | 認定第 6 号 | 平成 27 年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 21 | 認定第 7 号 | 平成 27 年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 22 | 認定第 8 号 | 平成 27 年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について |

議長の開議宣告

議長（草津 進）

本日の欠席届出者は、（13 番）桑原悠です。

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

一般質問

議長（草津 進）

昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告に従って、順次発言を許可いたします。

質問は1回目は演壇で、2回目以降は質問席で行ってください。

なお、一般質問は1議員につきおおむね60分以内に制限し、3回以上の発言を許可いたします。質問、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

（6 番）栗原洋子

それでは、通告に従いまして大きく3点について町長にお伺いします。

1. まず最初に、町の観光事業への取組と発展への取組姿勢を伺います。町総合振興計画の中でも課題としていますが、観光構想の不明確さ、実行委員会の責任、観光協会・町行政の業務への圧迫など、見直しの必要性を強く感じます。観光事業に対し、更にきめ細かく支援と目配りをし、発展させることが急務と考えます。

（1）はじめに、主力観光資源である沖ノ原ひまわり広場事業の拡大・発展への具体的な取組についてお伺いします。

① 期間中、過去最高の入込み客で7万3,000人を超えました。駐車場は大型バス、普通車、バイクなどで大変混雑する日もあったと思われまます。駐車場係は、町職員はじめシルバー、教員、議員、協会員などボランティアも含め大勢で支えています。しかし、炎天下での係は厳しく、危険も伴います。約1か月間、臨時雇用やアルバイトなどを採用し、接客指導をしたりサービスの向上も必要ではないですか。また、振興計画にもあるように事業拡大への具体策をお聞かせください。

② 次に、ひまわり畑は5月から種まきなどにも行政職員が行っていると聞いています。企画、運営、管理は行政の仕事と思いますが、現業労働にも出向いていませんか。この期間中は担当課内が手薄になっていると思われまます、平常業務に支障が

ないのか、実態はどうでしょうか。改善が必要ではないかと思いますが、お伺いします。

(2) 2番目に、昨年4月の北陸新幹線飯山駅開業後、飯山線の森宮野原、足滝、田中、津南、鹿渡の各駅の乗降者の動向の検証、また、飯山駅の観光ブースには年間12万円の使用料で津南の観光パンフレットも設置され、町長は議会答弁で飯山駅開業によって観光客の流入・増加に大きな期待感を持たれましたが、観光客の入込み状況、効果の検証をされたのか、お伺いします。

(3) 三つ目に、「大地の芸術祭」について伺います。芸術祭には、町の大事な財源が使われています。十日町市も含め、祭りのディレクター料、作品の殆どが委託団体に丸投げされており、内訳も不透明で問題であります。昨年、「第6回大地の芸術祭」が行なわれ、この4月に総括報告書が議員にも示されました。内容は多岐に渡っていますが、特に財政面の検証について、実行委員会収支の歳出は6億2,000万円、ほかに十日町市の単独事業費が3億5,000万円、津南町の単独事業費が1億7,000万円など、総額は11億7,000万円と巨額の経費が使われています。事業費については、「大地の芸術祭」発足当初から市民・町民の疑問や批判が絶えず、特に北川フラム氏への委託費の問題点が指摘されています。長野県大町市では、来年6月に「北アルプス国際芸術祭」が開催されます。「大町の芸術祭を考える会」では、お手本とする十日町市・津南町の「大地の芸術祭」の調査のために十日町市を訪れています。その調査の中で「大型予算が投入されているが、実質入込み客数は減少。そして、2005年から2014年まででインバウンド効果は見えない。過大な入込み客数で効果を試算。実際の経済波及効果は、総事業費から見ると1.04倍しか経済効果は見られなかった。」など実態が細かく検証されています。事業費や作品の在り方、内容も含め、町民総意の取組となるよう抜本的に再検討する必要があるのではないのでしょうか。お伺いします。

2. 二つ目に、小規模企業振興基本条例の制定と小企業支援策について伺います。小規模企業振興基本法が平成26年6月に成立し、2年が経過しました。県内七つの市・町が振興条例を制定しています。新潟県も平成26年12月、基本条例が公布、施行されています。この条例では、県の責務と市町村行政が行なう小企業振興施策に対する県の協力が規定されました。平成27年1月、津南町商工会から町へ条例制定の要望書も出されています。町内も小企業・零細企業が多いなか人口減少による高齢化、後継者がいない、資金難などによりやむなく廃業・閉店する業者も出ています。町振興計画の中にもあるように厳しい経営状況のなか、今後、商店主・商工会との協働、活性化が重要と考えます。雇用の場を守り、地域経済を支えている小規模企業者が継続・発展できるよう支援し、施策の策定、実施などをより明確なものにするため、条例制定が重要です。昨年、第1回定例会で、このことを藤ノ木議員が質問いたしましたでしたが、その後、調査・検討もされたのかお伺いします。

3. 最後に三つ目ですが、TPPを取り巻く新たな情勢のなかで批准反対をしていただきたい。この間、私は「津南農業と暮らしを壊すTPPに反対を。」と言い続けてきましたが、政府は国会での批准を強行しようとしています。7月の参議院選挙では、新潟をはじめ長野・山梨・福島・山形・宮城・岩手・青森県などでもTPPへの不満から1人区で野党

が勝利しました。アメリカ大統領選挙では、民主党、共和党両候補とも自国の利益が守りきれないとして、TPP 批准に反対をしています。また、米民主党リベラル派を代表するウォーレン上院議員は、TPP に盛り込まれた外国企業が事業を展開する国の制度変更について提訴できる枠組み、投資家、国家間の紛争解決条項に懸念を表明。「大企業が食品の安全性や環境の規制を妨げるようになる。」と主張し、「TPP は大企業に有利な仕組みだ。」と批判をしています。日本政府は、TPP が農産物価格を引き下げ、農業へ及ぼす影響が大きいとして、中山間地対策を含む農業予算を大幅に増やすとしていますが、これは認定農業者中心であり、差別・選別を助長するものです。先日、隣、長野県で TPP に反対する連絡会の学習会が開催されました。連絡会は、JA 長野中央会、県医師会、生協など 38 団体の構成です。その学習会の農業分野では、「日本政府が TPP の国内対策を打ち出しているが、国内の農業にだけ対策を適用すれば非関税障壁とみなされる。国外の農業企業も同等に扱うことを求められ訴えられる。」と危険性を指摘しています。TPP は、津南町の主要産業である農業と暮らしに大打撃を与え、過疎化を更に助長するものです。町長は町民の代表として、津南農業と暮らしを守るため TPP 批准反対を表明していただきたい。町長の見解をお伺いします。

壇上からは以上です。

議長（草津 進）

答弁を求めます。

町長（上村憲司）

栞原議員の質問にお答えいたします。

まず 1 点目、「ひまわり広場に関わっての質問」であります。ひまわり広場につきましては、例年、開園期間を 1 か月間とするために圃場を 4 段階に分けておりましたが、今年度は 3 段階とし、24 日間に短縮したにもかかわらず過去最高の入込み客を記録し、入込み限界にはまだ達していなく、潜在的観光需要は今後も続くと推察いたしております。一方、沖ノ原台地での渋滞などで近隣農業者の皆様には大変御迷惑をおかけしていることも事実であり、地域の理解を得られるよう今後、改善策を検討しなければならないと考えております。ひまわり広場の目的として、津南への観光客流入を増やし、町内観光施設や飲食店等への波及効果を促すことであり、昨年実施したプレミアム駐車券や観光協会が企画し毎年実施しているひまわりクーポンなどは、町内全域へ回遊させる施策として相当数の利用があり、飲食店からも好評をいただいていることから、今後も実施してまいりたいと考えております。

開園までの準備及び開園後の駐車場誘導等につきましては、御協力いただいた企業様、観光協会会員様、そして、議員の皆様やボランティアの皆様には深く感謝申し上げます。特に、議員の皆様や経営者の皆様が自ら炎天下で誘導等をしていただいている姿勢は、来訪者の皆様から大きな評価と好感をお寄せいただいているところであり、この場を借りさせていただき、重ねて感謝を申し上げる次第であります。御指摘のとおり非常に多くの人員を必要としており、開園前の準備に述べ 100 人、開園期間中延べ人員 313 人を必要

としております。このうちの誘導係を有資格者で賄うことは、財源的に大変厳しいものと考えております。現在、ボランティアの皆様には多忙のなか無償で御協力いただいております。できれば些少でも有償にできないか検討が必要であると考えております。また、「地域振興課職員が本来業務が手薄になっているのではないか。」という御指摘ですが、特に夏場のイベントが多く、会議等により手薄になりがちではあります。企画責任部署といたしましては、現場に出向かなければならないことも多く、ローテーションを組み合わせながら一般業務と兼ね合わせ、心身ともに健康維持ができる休暇体制が取れるよう人員管理をしなければならないと考えております。

該事業の拡大についてであります。現在の駐車場周辺は沖ノ原台地でも優良農地のため、なかなか貸していただける農地はなく、仮に拡大することができても、併せて駐車場の確保も必要となり、今後、情報収集するなかで可能かどうか検討してまいりたいと考えておるところであります。

次に、「飯山駅から飯山線を利用しての津南町への流入客の状況」であります。昨年3月に北陸新幹線が開業し、首都圏からの誘客に期待し、町としても飯山駅の観光PRブースを利用して苗場山麓ジオパーク、大地の芸術祭等のパンフレットで紹介する取組を行い、また、昨年4月4日より飯山線観光列車「おいこっと」が飯山駅から十日町駅まで毎週土曜・日曜に1往復運行を開始し、ほぼ満席と順調な乗車数を確保しております。御質問の町内の各駅への観光客の乗降客数については、津南駅も含め無人駅のため把握はできておりません。津南駅につきましては、駅の業務を委託している方に平成27年3月以降の乗降客数の推移を照会したところ、一般客数は1日10人程度で変化はないとの回答でありました。理由といたしましては、飯山線と新幹線の接続が悪いこと。列車によっては戸狩野沢温泉駅で乗換えとなり、特に高齢者には敬遠されること。上越新幹線と比べ料金が安いこと。停車本数が少ないこと等に原因があるようであります。今後の取組といたしましては、11月に飯山線SL運行イベントを行い、飯山線沿線の風光明媚な原風景を鑑賞いただき、多くの皆様に知っていただくことが今後の誘客につながるものと考えております。今後とも飯山線沿線地域活性化協議会と連携して誘客・宣伝の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、「『大地の芸術祭』の在り方について」お尋ねがありました。「大地の芸術祭」は、2000年に第1回を開催して以来、年々アーティストの参加者も増加し、作品数も第6回展では378作品と数も増し、入込み客数においては51万人がこの妻有地域を訪れていただき、経済効果も含め大きなイベントへと成長した成功事例の一つであると認識をいたしております。この成功の背景には、当地域の原風景を壊すことなく芸術とし取り入れた斬新な発想があったからと考えております。これは芸術祭をけん引してきた北川フラム先生の一貫した御指導によるものであり、これに対しディレクター料をお支払いしているところあります。企画料とは本来、その人の持つアイデアや思想に対する信頼料であり、十日町市と協議を重ね、その料金を決定いたしました。また、運営委託料につきましては、作品の製作費、維持管理経費、人件費、広告宣伝費、施設借上料、ツアーバス運行費、パンフレット・パスポート等印刷費等々極めて多岐に渡る費用であります。歳入では、町・市の負担金、文化庁補助金、パスポート収入等のほか、本芸術祭に賛同した企業からの御寄附、

広告協賛、作品スポンサーなど多くの皆様からの多額の協賛金により賄われております。特に、第6回展のメイン作品として、辰ノ口トヤ沢の土石流モニュメントや上郷クローブ座を拠点とした地域を巻き込んだ多彩なイベントを行い、津南町民に多大な影響を与え、今後の地域の活性化のための大きなきっかけになったものと確信いたしております。

次に、「小規模企業振興基本条例の制定」についてのお尋ねであります。当町の中小企業は、地域に根差し、地域経済や雇用を支える担い手として大きな役割を果たしております。しかしながら、少子高齢化、経済活動の国際化などによる競争の激化等の構造変化から、売上の減少や事業主の高齢化による事業者の減少など厳しい経営環境にあります。県では、平成26年12月、小規模企業の振興に関する基本条例を施行し、「中小企業の持続的発展による地域経済の活性化と県民生活の向上に寄与すること」としました。県内では12市町村で条例制定をしており、近隣では十日町市、魚沼市で条例化されております。当町では中小企業の振興策として、産業育成資金預託事業、商工信用保証料の補助、県セーフティネット資金利子補給など町内事業者へ経営支援として行うとともに、ハローワーク・十日町地域雇用協議会と連携しながら人材確保のための企業紹介や企業訪問の支援に取り組んでおります。小規模企業振興条例の制定のいかんに関わらず、今後も今までどおり商工会や金融機関、ハローワーク等関係機関と連携を図り、中小企業振興策を継続してまいりたいと考えております。

次に、「TPPについて」のお尋ねであります。TPPに関しましては、昨年7月9日に内閣総理大臣をはじめとする関係閣僚に対し、国会決議の遵守、農林産物の重要5品目関税堅持、農業関係の財政支援策を講ずることを要望いたしたところであります。現在、国のTPP関連法案の先行きは誠に不透明であります。津南町としては農業生産者がいかに所得を得られるかを第一に考え各種事業に取り組んでおり、生産者の皆様には消費者が買いたい農産物を栽培していただくことが、結果として所得の向上につながるものと考えております。高齢化・離農対策として新たな耕作者確保のため、農地中間管理機構の交付金事業等を活用しながら担い手への農地集積・集約化を推進するとともに兼業農家・高齢者農家の皆様は地域の農業を維持・保全していくうえで大きな力であり、中山間地域直接支払、多面的機能支払を有効活用し、維持・管理労力の軽減を図り、地域全体で相互に助け合いながら津南町農業を守っていくという意識のもと、町民一丸となって取り組んでいかなければならないと考えております。家族農家や兼業農家の皆様には、集落単位・地域単位で営農組織をつくり、構成員の能力・体力などに応じた役割分担を行い、併せて補助事業を活用して機械や施設の整備を行い、共同利用によるコストの軽減を図ることで所得の確保につなげる取組を今後とも検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

(6番) 栗原洋子

それでは、再質問をさせていただきます。はじめにひまわり畑の件ですが、ひまわり広場は当初、地元の有志の方で始められて徐々に拡大して、現在、主力観光にまで発展をしています。住民の皆さん、私たちも含め多くの観光客が訪れていますけれども、今後も私たちも発展するよう期待をしております。振興計画の策定のためにいろいろなチームを作

っていらっしゃいますが、そのチームの責任者、全責任は町長にあります。もちろんそうですけれども。拡大すること、発展に向けて、地元や地主の方とどれだけ町長含めて行政のほうでお話をされたのか。地主の方とか関わっている皆さんとどれだけお話をしてきたのか、それを伺います。

地域振興課長（江村善文）

今、言われたとおり津南町の観光の一つとなっているわけですが、町長からもお話があったとおり沖ノ原でも大変良い立地条件の場所ということで、やはりそこから離れての拡大というのはあり得ない。あの周辺でないとなかなか集客も大変になりますし、人件費も掛かってきます。今使っている圃場については、農業公社が管理している土地です。去年と今年やった場所もそうですし、その前やっていた場所についても農業公社の管理している土地でありまして、これについては農業公社と相談をするなかでなんとか…連作障害等の絡みもありますので、その辺で融通をしていただいでやっているわけです。ところが、その周辺については道路からの便も良いということもありますし、あとは大型機械が入って行くにはどうしても道の狭い所ではできませんので、そういうところも考えると、どうしてもあの周辺で農地を確保なりするというのはなかなか難しいです。特に中津川沿いのほうについては農業法人の方が使っている土地がありまして、こちらについてはなかなか借りることはできない状況にあります。道路を挟んだ反対側は、御存じのとおり沖ノ原遺跡の所でございますので、当然使うことはできないということになります。赤沢方面については、あそこはどうしても作目にもよるのですが、雪下ニンジンを作る関係でやはり道路に隣接していないと大変な経費が掛かるというようなことで、なかなか御了解を貰うことはできないでおります。以上のような状況です。

（6番）栗原洋子

あの地域ですね、私も地元の方と何回かお話をさせていただきました。やはり地元の方、農業者の方はこう言っていました。「この沖ノ原は、観光の道路じゃない。生産第一なんだ。」というふうにおっしゃってました。ですから、観光客のためには本当に景観も良いですし良い場所なのですけれども、あの地域の農業をしていらっしゃる方にしてみれば大変迷惑をしていると、そういう声もありました。とにかく渋滞になれば、農耕車・車の出入りも難しいし、本当に深刻な感じで言っていましたね。ですから、行政側としてもチームの中での協議だけではなくて、もっと地元の方とお話をし、どこが問題なのか、行政側の立場からではなくて住民側からの、これからの観光を含めてのお話をしっかり聞いてくることが振興計画を作るにしても大事なのではないかと思います。やはり行政側から作ってみれば行政側の都合の良いようにしかできませんし、やはり地元の良い所も悪い所もみんな言ってもらって、細かい要望も聞いて実行することが大事なのではないかと思います。私も何回も駐車場係を担当しましたがけれども、本当に…今年は特に暑かったですから、大変でしたね。考えますと、大型バスが特にいっぱい入った日なのですけれども、入口はシルバーの方が3人くらいで担当していますけれども、入口・進入口と出口が同じ所ですからとても危ないですし、そのたびコーンをどかしたり誘導も非常に大変でした。料金所のほう

もどンドン乗用車が入って来ますので、本当にそのやり取りというか誘導の感じが大変でしたけれど。私たちはボランティアが嫌だとかそういうんじゃなくて、本当にきちんとそういう仕事をしていただくのだったら、無償ではなくて町の財政を出してでもやはりきちんと指導したり、接客のほうの指導もしたりしながらやっていかないと、本当にこれから拡大拡大と言っても今のお話のように難しい状況ですよ。ですから、このひまわり広場のことは本当に皆さんで住民と共に考えていかなければいけないと思いますが、町長はどうお考えですか。

町長（上村憲司）

同様の質問を昨日もいただいたところでありまして、昨日も答弁させていただいたとおり津南というブランド力がある程度しっかりと地に着いてくると、こういった状況、今まで想定しなかったような状況がいろいろな方面、いろいろな場所に出てきつつあるなど。私たちがそういったことに対してのトレーニングというものを全く積んでおらない。起きた現象、例えば雪まつりもそうでありまして、そういったことに泥縄的に対応を重ねてきておるとというのが実態であります。恐らく議員もそういったことが悪いということではなくて、対応の仕方についてももっともっと一考すべきだということをおいでもなのだと思っております。私も全く同感でありまして、なんとか一番の御迷惑をお掛けする入込み客の皆様、あるいは地域の住民の皆様、そうしたことにどのように対応すべきかということを実行委員会等々でも相当練っておるところでありますけれども、できるだけそういったことが解消できるように、これからは行政として取らなければならない必要な措置ということを出し惜しみすることなく対応してまいりたいと、かように考えておるところであります。それとは別に議員の皆様、私の所へ届いておる話では、半数近くの皆様がボランティアで御尽力いただいたそうであります。繰り返しになりますけれども、本当にありがとうございます。そういう皆様に対しての、特に近隣の皆様から「津南の議会の皆さんは、本当にびっくりする。あの炎天下で泥だらけになりながら、埃だらけになりながら、よくやっているもんだ。」というような声を何回も聞きました。重ねて重ねてになりますけれども、心から感謝を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

（6番）栗原洋子

駐車場なのですが、今、砂利道ですよ。ずっと砂利道なのですが、今年、私がちょうど行っているときに砂利道で車がスリップして接触事故がありました。あと、砂利道ですので石が跳ねて、私も足に当たったりしましたけれど。やはり駐車場を整備すること、アスファルトにすることも、一やはり農地ですのでいろいろ難しいのしょうけれども、今後のことを考えて、出入口を別にするとか砂利じゃなくてアスファルトにするとか、そういうのも今回しっかり考えていただきたいと思っております。そして、ボランティアの方もいっぱいいらっしゃいます。町のほうから補助金として150万円毎年予算が付いてはいますが、ここ24年はずっと150万円は返金されているのですよね。使われていない。どうして使われていないのでしょうか。

地域振興課長（江村善文）

どうしてもと言われると困るのですけれども、もちろんひまわり広場での収入・支出を町からの補助金に頼らないような事業にしていかなければ、長く継続していくことはできないのではないかとという基本的な考えから、もちろんボランティアの皆さんに苦勞を掛ける部分がございますけれども、そういうところから、津南町の町民全体で盛り上げていくんだということでボランティアを募集、いろいろな所の企業にお願いしているわけです。そのお金を別に返さないで使ってもいいんじゃないかということにもなるわけですけれども、毎年そうやってなし崩し的に補助金を頼りにする事業になってしまうと、やはりまずいのではないかとということで当初からやっております。その中で一番の支出としましては、やはりシルバー人材センターの方の御協力分と、あとは観光案内所で来ていただいている女性の方についてはアルバイトとして雇っておりますので、その方々にはきちんとお支払いをしているという状況であります。もし、今言われたようにアスファルト舗装にするとか、そういう施設の整備にそのお金を少しでも流用して、皆さんの苦情が出ないような整備をしていくほうに使わせていただければ、是非そのようにしたいと思います。ありがとうございます。

（6番）栗原洋子

例えば150万円をボランティアの方に月5,000円として賃金を払ったとすると、延べ300人くらいですよ。ボランティアの方も職員も含めてでしょうけれども、300人くらいがこの期間中に働くということになると、例えば5,000円の賃金として、そうすると150万円なんですよ。そういうことで、本当に事業を拡大しようということであれば、—150万円をどうのこうのとかではないのですけれども—ボランティア頼みできていれば長続きしないと思いますよ。シルバーの方だって本当に暑いなか頑張っているし、体調を壊してしまう方もいらっしゃるかもしれません。ですから、しっかりそこら辺はお金を掛けていい所じゃないかと思います。職員の方が毎日毎日何人も駐車場の所にいらっしやいますよ。それで本当に平常業務に支障がないのか。町長、どうですか、その辺。お願いします。

町長（上村憲司）

職員、特に若手の職員がああ期間、ちょっと薄暗い所で見ると顔が闇に溶け込んでですね、顔が見えないくらい頑張っているところでもあります。本当に有り難いなと思うと同時に彼らはかけがえのない行政職員としての学びもやっておるなというように思っておるところであります。行政職員が一番為さなければならないし、また、一番不得手とする、そうしたことの一つに現場の最先端で自ら労働するということが最も肝要であるなという思いをいたしておる1人でもありますけれども、そういった意味では、生きた学びの場所というものを彼らはこれからの職員人生の中で必ず活かしてくれるだろう。そういう思いもいたしております。また一方で、そこに行っている職員だけではなくて、議員がおっしゃったように手薄になった平常業務について、ほかの課の職員がワークシェアしながら町民サービスに抜かりのないように行政の組織を守り固めていただいております。

とも極めて重要なことであり、そういったことを副町長の指揮、課長の目配りのなかでつつがなく行っておる今の津南町行政組織の在り方にも少しの誇りを抱かせていただいております。今後ともそういったことが、議員がおっしゃっているような事々が杞憂であったと言われるような行政システムになるように懸命の努力を重ねてまいりたい。かように考えておるところであります。

(6番) 栗原洋子

私も時間がなくなりそうですので、簡潔に答弁もお願いします。ひまわり広場のほうはこの辺でやめたいと思いますが、本当に事業拡大、発展させるのであれば、これから職員をはじめ地元の方と本当によく対話をしていただいて、細かい施策を取っていただきたいと思います。

次に新幹線の質問ですが、なかなか検証がしっかりとできていないように思います。大変私たちも期待をいたしましたけれども、その割には入込み客数も乗降者の数もそれほど増えていないということで、本当に期待感だけが先になってしまって、実際の実績はどうしたのかなというふうに考えます。これからSLも走るそうですし、いろんな取組をしていますけれども、是非観光客が増えるような施策、そして地元にお金が落ちるような施策を進めていただきたいと思います。

次に芸術祭のほうにいきます。総括報告書を見させていただきましたけれども、皆さんの意見が…アンケートがたくさん載っていましたが、非常に歓迎したり喜んでおられるお客さんもいっぱいいらっしゃいました。でも、その中でもこういう意見もありました。「経済効果がなければ、やる意味がない。」、「松代の農舞台ひとり勝ちのやり方では納得がいかない。」、「恩恵を受けているのは一部だけなので、関心はない。」、「ツアー代とかパスポート代も高い。」、「パスポートがいらなくなったけれども、払い戻しができない。」、「開催までの手伝いなど賃金の支払いを考えたほうが良い。ボランティアだけでは長くは続きません。」と、そういうふうな声が幾つかありました。この「大地の芸術祭」も財政のほうではなかなか難しく、ここで議論はできませんけれど、今後のこともありますので、しっかりとまた検証してやっていただきたいと思います。

それから小規模企業振興基本条例ですが、町長、商工会のほうから要望書が出ていますけれども、それにしっかりと答えていないのではないかと思います。「制定に関わらず今までどおり連携をして中小企業の振興策を考えていく。」どうして条例の制定を考えられないのでしょうか。

町長 (上村憲司)

私の答弁を先ほど余りお望みでないようだったので、アレですけれども。別に拒否しておるわけではありません。必要に応じて適切に判断してまいりたいというように考えております。

(6番) 栗原洋子

昨年藤ノ木議員の質問にもそういうふうに、「全く条例を制定しないということではな

い。」というお話でしたけれども、やはり地域の中小企業、小企業の方を守るためにも条例制定をしっかりと明確化させたほうが良いと思います。そのためにもう一度、町長にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、TPP のほうに入りますけれども、TPP の批准に反対するかしないかということでお聞きしたのですが、その批准に反対という答弁がありませんでしたけれど、もう一度お願いします。

町長（上村憲司）

反対しておりません。我が町の農業というものにとって有益になるような批准の在り方であれば、反対する理由はないというように思っております。そういった批准にならないようであれば、これはまた反対しなければならないというように考えておるところであります。現在、交渉中の事柄でありますので、イエス・オア・ノーということを使うよりも、我々の求めるべきところを求めたというところであります。

（6 番） 栗原洋子

批准反対と表明ができないということであれば、このまま TPP が発効されたら、このような町長の姿勢では津南の農業、暮らしは守れないと思います。先ほど、壇上で私も述べましたけれども、非常に ISD 条項のこともありますし、津南地域に全く影響がないなんていうことは考えられないと思いますので、私たちはその運動をしていくなかで批准反対の声を町民の皆さんと一緒に上げていきたいと考えています。

以上で質問を終わります。

（3 番） 石田タマエ

それでは、通告に基づいて質問をさせていただきます。

1. 御承知のとおり平成 18 年に障害者自立支援法、そしてそののち、総合支援法により国は障がい者の地域移行を推進しているが、地域での受け皿が充足している自治体と不足している自治体とで地域間格差が大きくなってきているのが現状です。当津南町においては、津南町総合振興計画の前期計画、平成 23 年度からの 5 年間では、「居宅サービスや短期入所等の在宅サービスの充実」とあり、現在、町内で利用できないサービスの実施検討とされています。さらに、5 年後の後期計画では、「障がい者が在宅又は地域で快適に生活できるようなサービスを提供することを目指す」とされています。5 年前の「実施検討」という表現から「サービスの提供を目指す」という表現に変わっていますが、この言葉から福祉施策が後退したかのように受け取れますが、これはただ表現の違いだけなのでしょうか。後期計画の先 5 年間では、具体的には地域活動支援センター「いこいの家」の建設事業が大きな施策となっており、軽度障害者環境はこの町では整いつつありますが、重度障害者対策については何一つ具体的になっておりません。前期計画同様に「障害者団体との協働により、障がい者ニーズの把握」となっています。前期計画でのニーズを把握した結果、後期計画にどのように反映されているのか疑問を感ずると

ころです。特に該当者の少ない重度障害者対策として生活介護や短期入所を望む声は以前からありましたが、今後も検討・推進に留まっています。そこで、以下について町長に見解を伺います。

(1) 一つ目に、重度障がい者が日中利用する生活介護や緊急時対応の短期入所については、現在は十日町市の施設を利用しておりますが、おひとりでバスに乗るなどの行動をすることが困難な方々への対応がなされていません。小規模自治体として、今後どのように構築していくのか伺います。

(2) 次に、近隣市町村の施設を利用する場合は、通所交通費の助成制度が始められようとしており大変助かっているところではありますが、重度障害の方々は御家族の労力が大きな負担となっています。毎日となると送迎のために仕事に就けないという事情も出てきています。障がい者が在宅又は地域で快適に生活できるようなサービスを提供することを目指すためには、どのような支援策をお考えか、お伺いいたします。壇上では以上です。

議長（草津 進）

答弁を求めます。

町長（上村憲司）

石田議員にお答えいたします。

重度障害者対策についてのお尋ねであります。まず、1点目「生活介護や緊急時対応」についてのお尋ねであります。地域社会における共生の実現のためには、障害の種別に関わらず、障害のある方が必要なサービスを利用しながら、地域社会で自立した生活を送ることができる環境の整備が求められております。しかしながら、当町においては、特に重度の障がい者の方のニーズに対応した障害者施設が不足していることは、議員御指摘のとおりであります。障害者施設は、単独自治体内の対象者で事業運営を継続するのは大変厳しく、複数の市町村が広域的に連携を図りながら施設整備を行っておるところであります。町内でも障害福祉サービスの指定を受けている社会福祉法人が事業を行っておりますが、介護保険サービス提供事業所でもあるため、障害サービスの受入れは十分とは言えない状況であります。そのため、重度の障がい者は十日町市等の施設に入所し、同じ施設の生活介護サービスを受けている方が多く、在宅で生活されている方は十日町市等の事業所で生活介護サービスを通いで受けておられる実態であります。重度の障がい者が利用する生活介護サービスは、現在建設中の「いこいの家」でも、その実施を検討した経過がございましたが、施設整備に必要な定員まで利用者を集めることは大変困難なことで、サービス提供を断念した経緯もあります。近隣自治体の事業所の行うサービスを受けている利用者に将来的に行政としてどのような支援が本人や御家族の負担の軽減になるか、町の財政状況も踏まえて十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、「通所手段への支援策」についてお尋ねであります。障がい者の送迎を御家族が行っている場合、通所が継続することで経済的・体力的な負担や通所のために時間が制約されるという問題があります。支援策といたしましては、通所交通費の助成事業に加え、

通所の送迎を御家族に代わって行う仕組みが負担軽減になるのではないかと考えております。現在、十日町市の事業所は送迎サービスを市内に限定しておりますが、当町の利用者の自宅まで事業所が送迎できないか、具体的に協議することも必要と考えております。当町では、現在、障害をお持ちの児童・生徒の教育施設への通学については、NPO に委託して送迎を行っております。時間帯や個別のニーズを含めて、クリアしなければならない条件が多いことは想定されますが、この送迎事業と組み合わせて対応することが可能かどうか、委託事業所と検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、関係団体や関係者、また、御家族の皆様と十分検討していかなければならない問題であると認識をいたしておるところであります。

以上であります。

(3番) 石田タマエ

今ほど町長に御答弁いただいた中で、「『いこいの家』建設時に生活介護を検討した経過がある。」と。それについては、多少私がかじってはいたのですけれども、ニーズがそこまで達しないということよりも一しようとしていた事業者では、できなかったというふうに私は認識していたのですが一 ニーズがないということは、今実際、その該当者が十日町の施設を使い、就労継続支援B型を使い、在宅あるいは恵福園を使い、そういった方々が今いらっしゃるのです。そういった方々をやはりきちんと把握していくと、一実際に今、社会福祉法人が少し検討を始めているのですけれども一 やはり現状では、少し行政が背中を押してくれないとなかなかできないというようなことも聞いてはいます。ですので、津南に生活介護がないということで、その人に合ったサービスが提供できる環境ではなくて、あえてB型を使うとか、高齢者の施設を使うとか、そういった状況が今あるわけです。今、この後期計画が出ていると向こう5年間、全く芽も出ていない状態なものですから、例えば実施してもらえるかどうかを法人ともう少し前向きに検討することはできないものでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

今、石田議員からお話がありましたように、今建設中の「いこいの家」でも生活介護サービスを検討した経緯がございます。「ニーズがあるかどうか」、ということでございますけれども、実際、十日町市等に施設入所をされている方が、その同じ施設の生活介護サービスを受けている方もいらっしゃいます。あるいは、町外のグループホームに入っている方で、生活介護サービスを受けている方もいらっしゃいます。そういう方は、今現在ほかの施設に入っている方もいらっしゃいますので、そういう方が全部、例えば津南町のそういった生活介護のサービスができるということであれば、また話は違ってくると思いますけれども。今現在の施設に入っている方は、そこまでは…どういうふうにお考えになっているかまでは分かりませんが、実態として定員に必要な単独型の定員としては、そこまでは見込めなかったということで断念をした経緯もあります。事業所のほうに「例えばそういった生活介護サービスをやれないか」ということでございますけれども、これも報酬と言いますか、人員がそこまでにならないと採算面でなかなか実施ができないということでござ

いまして、なかなかそこら辺で町内では、そういった生活介護サービスが —今までもそうですけども— できてこなかったという状況と考えています。

(3番) 石田タマエ

私、実際に相談員とか事業所の人たちともいろいろ話をしてくるなかで、全く考えていないわけではないです。と、思います。この行政の後期計画を見ても、そのの所は本当に消極的な表現しかなくないものですから、やはり実施事業所としても行政と一緒に進めていきたいという気持ちを私は受け取れるのです。単に…何と言うのかな、今確かに施設入所をしている方が日中使っている等々もあると思いますけれども、先般、28人くらい実人員で前年度いたという報告もありましたが、実際今の津南は、その人に合ったサービスを受けられないという現状があるのですよね。だから、仕方なしにB型に行かざるを得ない。それともう一つは、今とても相談員が難儀をしているところは、津南で入所施設を造ることは困難なことはよく分かりますけれども、入所施設が津南にないために実際に津南から入所希望を出しても受入れてもらえないのです。それはなぜかと言うと、やはり日常生活介護等々で例のようなかたちで使っていながら時々ショートを使ったりする人たちが、どうしても入所のほうでは最優先されるのだという現状のなかで、津南では入所したくてもなかなか入所できないという現状にあるということがあるのです。そういったところを考えると、入所施設ももう少しきちんと行政間で津南の枠とかそういったものを確保する方法はないものでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

行政間と言いますか、単独市町村で施設整備というのは、なかなか困難だというのは先ほどお話ししてきたところでございます。そうであれば、例えば十日町市のサービスをやっている事業所に通っている方にどのような支援が一番良いのかどうかということですね。交通費の助成も一つだと思いますし、送迎サービスをこれから検討していくということも一つだと思います。それから、町内にサービスを作れば、それは一番良いかもしれませんが、今現在ほかの十日町市等の施設等に入っていらっしゃる方については、その施設に合っているという、その施設でなければ駄目だというような方もいらっしゃると聞いておりますので、それはそれでそういうものなのだと思います。人と人との関わりをなかでやっておりますので、そういった施設が合っているという方ももちろんいらっしゃいます。そこら辺もまた十分に目を配っていく必要があると思っております。

(3番) 石田タマエ

先ほど、町長に御答弁いただいた中に、「十日町市の施設を利用するのに、今後いろいろな送迎方法を検討していただく。」というお話をいただいたので、それは本当に有り難いことですし、是非お願いをしたいというところではあります。また生活介護の話に戻りますけれども、結局、今重度で在宅で生活をされておられる方が、先ほどの御答弁の中では、「津南にないので、近隣の市町村の入所施設を利用して、生活介護を受けておられる。」という御答弁をいただいたのですが、自立支援法並びに総合支援法ですと、地域で生活をす

ることが本来の目的なわけですね。また、御家族にとっても、「自分たちが見られるうちは、とにかく一緒に生活をしたいんだ」という気持ちをお持ちなのです。そういう方々が、この町内にいらっしゃる。方々に対して、今、何も手立てがないという状態ではないかと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えになっていらっしゃいますか。

町長（上村憲司）

細かい部分は、また担当課長から補足答弁をさせます。例えが合っているかどうか分かりませんが、今ちょうど医療についてネットワークシステムを、地域としてどういう、あるいは圏域としてどういう、あるいは県内としてどういう、そういったものを検討しておるところであります。同じようにこういったことも、そういった言葉は使われておらないのですけれども、一次圏、二次圏、三次圏的にカバーをしていくという考え方をもちながら、こういった施策・政策について構築をしてきておるのが実態であろうというように思っております。一次的には、私どもの場合だと津南町内というもので、二次的には魚沼圏域というなかで、例えば障害ということについては小出圏等々とも強くリンクを行いつつ進めているところでもありますけれども、それを超えるものについては新潟県でというように三次的にはカバーをするという仕組みづくりのなかで動いてきておる。なかなか一自治体が全てについて完結型のそうした施設を完備するということは、行政効率上できかねるということは、議員もきっと御理解いただけようというように思っております。ただ、そういったシステムというものが、時としてショートしたり、あるいは、よく連携というものができない、そういったことがあるとすれば、矢面に立ちます。是非御相談をいただきたいと思っております。そして、それはまた別として、そういった流れというものが、ある程度スムーズに確保していただくなかにあっても、御本人をはじめとする御家族・御関係の皆様方の御負担、いわゆる一時的な、我が町の中で完結できないがゆえに負担をしなければならない様々な事々というのは、当然現実にあるというように思っております。そういったものをどのように100%、あるいはその100%を超えてカバーすることは相応しいかどうか、別の議論になると思っておりますけれども、でき得る限りそうしたことについて目配りをやっていきたいというのが、私の姿勢であります。また、そういったかたちのなかで様々な事々を積み上げてきておるというように考えておるのですけれども、現在のそういう重度の方々に対しての通園、あるいは通学—通学については、支援しておりますけれども—そういった方々に対しての行い方ということに、また考えるべきところがあれば是非検討させていただき、できるだけ新年度事業の中で反映ができれば、させていただけるものがあるのであれば、強く検討したいというように考えております。

（3番）石田タマエ

町長のほうから先ほども御答弁いただいた中で、近隣市町村に通っておられる方々への支援を今の段階では交通費の補助というのが決まっている状態があるのですけれども、その後も送迎を家族に代わって実施する方法、あるいは施設から津南まで足を延ばしていただく方法等々を検討していただくということをおっしゃっていただきましたので、そういうことによってやはり単独小規模自治体で完結できない部分が、また近隣市町村との連携

のなかで更に良いかたちになっていくのかなと思います。大変有り難いことだと思っています。また、今ほど御答弁いただきました、今は非常に相談員が難儀をしている本当に重度の方の入所に関しても、日常通っている生活介護からショート、それから入所という段階になるわけですけれども、正直、今はなかなか津南では、そのシステムが津南では組めないという悩みがあるのです。そういったものも、矢面に立っていただくというお言葉を頂きましたので、是非そういったところで、今後一緒になってお願いをしていかなければならないというふうに思っています。いずれにしても、後期計画、この先5年間の中でも、そういったものについて触れられていなかったという部分について、実際に重度の方を御家庭で介護されておられる方々というのは、非常にそういった町からの情報を細かく御覧になられています。そういったなかで、この先の不安というものを大変抱えておられるのが実態だということをもた御理解いただきたいと思っています。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（草津 進）

以上で一般質問を終結いたします。

日 程 第 2

報告第2号 株式会社竜ヶ窪温泉の経営状況について

議長（草津 進）

報告第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長（上村憲司）

平成27年度の竜ヶ窪温泉の経営状況について御報告いたします。竜ヶ窪温泉につきましては、平成16年度以降、12期連続の赤字決算が続いていることや地域内の高齢化の進行という地域環境を踏まえ、役職員一丸となってサービス向上と経費削減、収益部門の確保を図ってまいりました。決算としては、前期より大幅に改善いたしましたが、利益剰余金を出すには至らなかったところであります。細部につきましては、地域振興課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

地域振興課長（江村善文）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。

(8番) 津端眞一

この時期になると、いつも憂鬱な気分で発言させてもらっているのですが、まず今、課長の説明の中で「昨年より減額になっている。経営努力もしている。」ということなのですが、毎年営業報告書にこういうふうに書いているのですよ。ただ、毎年赤字を出している。本当は言いたくないのですけれども、もうちょっと大鉈を振るって改善をしないと、ずるずるずると。結局、修繕費だって全部町が負担するわけでしょう。おかしいですよ、これは。前、活性化センターをやめるときに、いわゆる一般の職員の給料を3万円とか5万円とか下げた。嫌だったら辞めろという仕組み。これはおかしい。赤字が出ているのに、毎年役員報酬を払っている。そうですよね。給料だってそうですよ。売上に見合う給料なのかどうか。その辺を株主総会で、大株主の津南町は何か言いましたか。

地域振興課長 (江村善文)

経営努力というところでは、言っております。あと、役員報酬につきましては、平成27年度に半額にしたということで報告を受けておりましたので、それは致し方ないのではないかと聞いておりました。あと、給料についても、もちろん正規職員が2人減ったというところで減額になった部分もあるかと思うのですけれども、それは12月以降の分だというふうに聞いておりますので、全体には据置きだったのだと思うのです。今後、こういうところについては、また総会等で役員の方に話をしていきたいと思っております。

(8番) 津端眞一

本当に改善しないと終わりますよ、この施設は。終わりますよ。役員報酬なんて貰っている場合じゃないと思いますよ。しっかりと給料・賃金だってもっと下げなければ。だって、役員報酬を貰わないで、給料・手当をもうちょっと下げたら、赤字にならなかったじゃないですか。赤字を消す努力をしてもらいたいということが、まず1点。それから、燃料費については、昨年から下がったので当然こういう結果になったのでしょうけれども、今年度から委託で食堂部門をまたやりましたよね。去年はなんでやめちゃったのですか。それと、その食堂部分を今年度から始めた、いわゆる水道光熱費、そういったものはどういふふうな…まさか案分していらんじゃないでしょうね。メーターとか付けてやっけていらんでしょうね。その辺を1点聞いて終わります。

地域振興課長 (江村善文)

昨年、食堂部門をやめた経過としましては、どうしても冬期間…年間を通じて入込み客が少なくなっていることによって、3人の食堂部門で雇用があったわけなので、その人たちを雇用してまでプラスになる収益が上がっていないということで、昨年の12月にやめる決断をしたというふうに聞いておりますし、それによって雇用も3人…パートも1人いましたので、食堂部門としては正規が2人の、パートさん1人の雇用を外したということで、その分の経費の節減にはつながっているのではないかと思います。この4月だったか、いつから始めたか覚えておりませんが、赤沢の会社のほうで同じ地域にある竜ヶ窪温泉のお役に少しでもお役にたてればということでお手を挙げていただいて、食堂部門にテ

ナントとして入ることになり、今営業をしているわけです。その部分に係る費用については、—支出の方法については、聞き忘れておりますが—当然、全てそのテナントに入った会社が支出をしているということになります。

(9番) 大平謙一

人件費を削っていくというのは、基本だかも分かりませんが、今後の運営をどう進めていくか。魅力のある施設にしなければ、累積の赤字が5,000万円もあるわけなので、これらを解消していかなければならない。黒字経営というのは、当然やっていただかなければならない。役員さんは、報酬を貰うだけそれらの責任があるわけなので、ちゃんとした経営計画を出しているのかどうか、伺います。

地域振興課長 (江村善文)

今年の4月から支配人を1人置きまして、その人が地域全体を回ったり、あとは、その人のついでで町内の各所に営業に行き、今後の温泉を立て直していくというようなことで聞いておると併せて、やはり津南町の竜ヶ窪温泉のある地域の皆さんに利用してもらわないと、とにかく前には進んで行かないんだということで、役員・職員総出で、あの地域をそれぞれ回って啓発活動をするのと同時に建設当時の思いを。やはり今は世代が交代してしまって、今の若い者が設立当時のことをもう知らない世代になっております。そういうことで、どうしても入込みも減ってきているという状況にありますので、建設当時のことが分かるお年寄りの方が、その当時のことを後継者の子どもさんたちによく話をして地域全体で盛り上げていく機運をこれから作って…毎年、もちろんやっていたことではあります。更にやっていくんだというような報告を受けております。

(9番) 大平謙一

地元は大事で、そうやって回ってもらうということも大事なのですけれども、津南町にある「ニュー・グリーンピア津南」とかの施設等にも、「露天風呂とかこういうものがある」というようなこととか、近隣町村に対しても、外に出てちゃんと「竜ヶ窪温泉はこういうことで今頑張っているのです、お客さん来てください」というような、外に対する宣伝とか広告というのは、やっているのでしょうか。

地域振興課長 (江村善文)

直接は話は聞いておりませんが、その支配人さんの考え方の一つとしては、当然近隣市町村にも営業活動に行くというような話はされておりました。

(2番) 村山道明

先ほど津端議員がおっしゃたように、毎年赤字赤字の続きでございますが、今年度の営業報告書の中で、「今後は」という文面の中で、「設立直後の支援体制の再構築」と「関係者と協議していきたい」というふうになっているということは、関係者というのは大株主である町であると考えられるわけです。ということは、町の姿勢がこれから問われていくとい

うことであるかと考えますが、この協議がありましたら内容を逐次私ども議員のほうへ報告を願いたいと思っているわけですが、いかがでしょうか。

地域振興課長（江村善文）

今現在では、私が6月27日の総会に出させていただいておりますけれども、その内容については、地元議員さんもいらっしゃるわけですので、そちらの皆さんを通じて報告をさせていただくようにいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（4番）風巻光明

1点だけ、お伺いいたします。損益計算書で、営業総利益が4,280万円出て、販売費・一般管理費で4,400万円出ていますので、ここに書いてあるとおり営業損失が200万円強出ているわけです。ほぼ帳消しというところまでいきませんが、営業外収益で230万円出て、この営業損失の大半を消しているのですけれども、営業外収益の雑収入というのが、一もうちょっと私も勉強してくればよかったのですけれど一230万円の雑収入というのは、何の収入なのか教えていただきたいと思っているのですけれど。

地域振興課長（江村善文）

この営業外収入の雑収入については、県の風評被害の緊急雇用対策事業の補助金として1名の雇用分の補助を出しております。その補助金でございます。

（4番）風巻光明

それが何年まで続くのかということと、これが無ければ実質もっと赤字が増えている。200万円ということは、前年度よりもっと増えているという。これが無ければという話ですけれど。そういった結果になったということなのではないでしょうか。

地域振興課長（江村善文）

御指摘のとおりでございますけれども、26年度も緊急雇用対策があったうえで500万円からの損益だったわけです。来年というか、22期については、緊急雇用の補助事業はないので、先ほど風巻議員が言われたとおり今の状況でありますと240万円ほどの損益が出てしまうということになるわけですが、先ほども言ったとおりテナントさんから入っていただいて、それによる収益増も期待をしておるわけですので、今期終わってみてどのような営業になるか、まだ分かりません。

（11番）藤ノ木浩子

温泉事業収益に絡んでなのですが、家族券と言いますか、1年間の利用券みたいなものが発行されていると思うのですけれど、その券が値上げになったのが「非常に高くて温泉に行けない。」というような声もちょっと聞いているのですけれども、その券の利用状況というのは、どんなふうになっているのでしょうか。それと、ここの入込み客。その券の利用だとか、入込み客みたいなものも、ここに書いていただくと良いなと感じたのですが、

お願いします。

地域振興課長（江村善文）

年間家族券というもののなのですけれども、これについては、昨年12月に温泉施設本体の営業をどうするか分からない、要は冬期間営業を休止するかというようなこともありまして、昨年の春以降、1年間の家族券というのは廃止されました。ですから、今、藤ノ木議員が言われたのとちょっとニュアンスが違うのですけれども、1年契約の家族券というものをやめたことによって今度は日々回数券みたいなものになったわけなので、それによって収益の減った分。あとは、回数券になったために効率が良くなったとか悪くなったことによって収益が下がってしまったというようなことになっております。結果的に1年通じて営業をすることになったわけですから、その時点では分からなかったもので、そういう判断で取り止めにしたということでございます。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

（3番）石田タマエ

地域振興課長にお伺いするのですけれども、月1回ずつ理事会—役員会ですか—をなされていると思うのですが、昨年の12月から方向転換をされて、その後、経過しているなかで結構いろんな所にも営業に出かけるとかという話も先ほどありましたけれど、そういった経営改善が少しずつなされている状況だと判断されますか。入込みは、夏は非常にあったと聞いてはいるのですけれど、それ以外の時期がなかなか厳しい状況だということもいろいろ聞こえてきています。「営業にもそう動いていないんじゃないか。」なんていうような話も聞こえてくるのですけれど、実際、毎月毎月この報告があるなかで課長はどういうふうに受け取っていらっしゃるでしょうか。

地域振興課長（江村善文）

昨年の状況を見ますと、やはり入込み客等—町内・町外合わせてですけれども—少なく、少しずつですが、なかなか伸び悩んでいる。伸びるというよりも微減しているなどというふうに感じております。竜ヶ窪温泉としても、町内だけでなく十日町のほうまで巡回バスを出したりして、結構その巡回バスに5人、10人の方が御利用に来る日も多いということで、それもやめずに継続してやっているのですけれども、営業努力に見合うだけの入込みなりにはなっていないというふうに思います。

（3番）石田タマエ

昨年の12月からということで、拙速に判断することは危険だと思うのですけれども、やはり営業の活発化、あるいは12月に出した方向で良いのかどうか、そういったものも是非役員会の中で早い時期に協議をしていただきたいと思います。

地域振興課長（江村善文）

また役員会のほうの役員の方々に、よくその辺を話をしておきたいと思います。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

以上をもって報告第 2 号を終了いたします。

議長（草津 進）

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。 —（午前 11 時 47 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午後 1 時 00 分）—

日 程 第 3

同意第 2 号 津南町教育委員会委員任命の同意について

議長（草津 進）

同意第 2 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長（上村憲司）

現在、津南町教育委員会委員として御活躍いただいております山岸博之氏は、平成 28 年 9 月 30 日をもって任期が満了いたしますが、再度任命したいので、議会の同意をお願いするものであります。山岸氏の略歴につきましては、参考資料のとおりであり、人格、識見ともに適任者と考えておりますので、同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 2 号について採決を行います。

採決は先例に従い無記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

—（書記議場閉鎖）—

ただ今議場に在場する表決権を有する出席議員数は 12 名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に（4 番）風巻光明議員及び（10 番）河田強一議員を指名いたします。

議長（草津 進）

投票用紙を配布いたします。

—（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載願います。なお、白票、他事記載は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行ないます。

—（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行ないます。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（草津 進）

投票漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行ないます。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（草津 進）

開票の結果を申し上げます。投票総数 12 票。内、有効投票 12 票。無効投票 0 票。有効投票中賛成 11 票、反対 1 票。

以上のおり賛成多数です。よって、同意第 2 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

日 程 第 4

議案第 61 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

議長（草津 進）

議案第 61 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

新潟県市町村総合事務組合で共同処理する非常勤職員に対する公務災害補償等に関する事務について、加茂市・田上町消防衛生組合から加入の申し出があったこと、また、同消防衛生組合の名称が変更になったことに伴い、市町村総合事務組合規約を変更するものがあります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく願います。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行ないます。

（11 番）藤ノ木浩子

ちょっと気になったので。今回、この田上町の消防衛生保育組合の非常勤職員という言葉が先ほどから出ているのですが、非常勤職員もここに入れるというふうに理解していいのでしょうか。津南町は入っていないと思うのですが、そういうふうに理解していいのかどうか、お願いします。

総務課長（根津和博）

別表第 2 の 6 を見ていただきたいのですが、当然こちらの加茂市・田上町消防衛生保育組合にも非常勤の職員がいらっしゃるかと考えております。それで、これに対する公務上の災害又は通勤の災害に対する補償は、市町村総合事務組合に委託しているというような状況です。

（11 番）藤ノ木浩子

そうしますと、津南町の非常勤職員もここには入れるということが言えるということでしょうか。

総務課長（根津和博）

そのように認識しております。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 61 号について採決いたします。

議案第 61 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 5

議案第 62 号 津南町障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 62 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

現在、建設中の津南町障害者福祉施設を平成28年12月から稼働させることにしており、管理運営に必要な事項を定めるために津南町障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11番）藤ノ木浩子

日中の一時支援事業の利用料なのですけれども、別に定める額ということで実施要綱があるということなのですが、障がい者の法律ができてから、介護保険と同じように利用者にも利用料が掛かるようになりましたよね。そういう考えで、この日中一時支援というのは、幾らになるのですか。利用者は幾らになるのか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

町の日中一時支援事業の実施要綱というのが、平成18年に定まっております、その中で利用料ということで、「利用者は、事業者が要した費用の1割を負担する」と定められております。

（11番）藤ノ木浩子

その1割というのは、「いこいの家」を利用した場合の1割は幾らになるとか、具体的に金額は分からないものなのでしょうか。それと、「すみれ工房」さんとの絡みではどうなのでしょう。比較すると。すみれさんも利用料がありますよね。障がい者の方の負担があると思うのですが、その比較といいますか、すみれのほうも教えてもらいたいのですが。

福祉保健課長（高橋秀幸）

この1割というのは、事業者が要した費用でございます。日中一時支援事業をこれからどのような体制でやるかは、施設ができてからすぐサービスを開始できるわけではありませんので、日中一時支援事業をこれから準備していくなかで事業者のほうで国の定められたサービスに基づいた費用を決めていくわけなので、それに対して1割を負担するというものでございます。それから、「相談支援センターのすみれ」につきましても、これはもう障害者総合支援法等の法律で決まっている利用料でございます。基本的には、そちらの方に払ってもらおうのですけれども、額はちょっと分かりませんが、そのように決まって

おります。

(3番) 石田タマエ

内容ではなく、この「津南町障害者福祉施設」という名称なのですが、「津南町障害者福祉施設」というと、町内で行っている民間もやっている福祉施設の総称というふうに受け取れるのです。例えばこれを「地域活動支援センター」とか、もう少しここに特化した名称にはできないものではないでしょうか。「津南町障害者福祉施設」というと、全体の民間も行っているいろいろな福祉施設を言うように受け取れるのですが。

福祉保健課長（高橋秀幸）

民間の施設も想定できるということですが、—もちろん、地域活動支援センター事業が中心でございますけれども—あくまで津南町の施設ということで、「障害者福祉施設」という名称にしております。それから、愛称につきましては「いこいの家」ということで、これはもうどなたも「いこいの家」と言えば分かり定着していて、利用者の方にとっても「いこいの家」ということでございます。通常は「いこいの家」として、と考えておりますけれども、条例上は「津南町障害者福祉施設」ということで、お願いをしたいと思います。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 62 号について採決いたします。

議案第 62 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。よって、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

議案第 63 号 津南町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 63 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

地方税法等の一部を改正する法律や所得税法等の一部を改正する法律、また、地方税法改正に関する政令・省令等が公布されたことに伴い、津南町税条例等の一部を改正する条例を制定するものであります。細部につきましては、税務町民課長に説明させますので、

よろしくお願いたします。

税務町民課長（上村栄一）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11 番）藤ノ木浩子

幾つか、分からないものがいっぱいあるので質問します。先日、配布されました条例等の改正理由の別紙というので質問したいと思うのですが、この前段に「消費税率 10%段階時による法人税割の引下げ」というふうになっているのですが、消費税 10%は延期になりました。来年の 1 月ではないと思うのですが、それでも法人税率を引き下げるのかということと、この法人税率の税率というのは、津南町は制限税率だということなので、現行は 12.1%。この 12.1%というのも、まだ下がったばかりだと…いつ下がったのかはちょっと分からないのですが、12.1%になり、更にまた 8.4%に引き下げるわけなのですが、その減収見込みというのはどのくらいなのか。それと、「自動車取得税廃止に伴う軽自動車税の環境性能の導入が主なもの」ということなのですが、自動車取得税が今年廃止になれば、来年は町に交付されないという理解でいいのか。それと、自動車取得税の穴埋めに軽自動車の税率を上げたのか。その点を聞かせてください。

税務町民課長（上村栄一）

1 点目の消費税 10%の…私が説明したのが、「消費税 10%段階時における法人税割の引下げ」ということと、同じく、先ほど言いました自動車取得税の廃止というのは、要はセットとして考えていただければよろしいかと思えます。今、法律はまだ消費税 10%を来年 4 月に上げますよと、自動車取得税を廃止しますよと、法人税率も引き下げますよと、今の時点での法律は、そうなっています。この間も御説明させていただいたのですけれども、8 月 24 日に内閣で消費税の引上げ時期を延期するという内容が閣議決定されたばかりでございまして、またそれに伴う法律の改正が国会に上げられるのかなという予想をしております。ただ、その時期については、いまだはっきり私も申し上げられないし、誰も分からないと思えます。そういったところで、法律の改正というのが、どんどんどんどんあとからあとから来るものですから、取りあえず今あったこの改正を、改正されていますので、津南町も取りあえず改正したいと。このあと、いつになるか分かりませんが、例えば 3 月に延期の改正法案が国会を通ったとします。そうした場合には、私どもの議会でも、例えば法律の施行日の改正。例えば平成 29 年 4 月 1 日を平成 31 年 10 月 1 日にするとかというふうな、国会を通れば、そういうふうな条例改正を考えていきたいと思って予定しております。それから、自動車取得税が例えばなくなった場合の穴埋めということでは、言われましたけれども、一応この法律の改正では、なくなった代わりに軽自動車税に掛かる今までの自動車取得税というのが、今度は環境性能割というふうに名称を変えて、その事務も

県が今までどおり環境性能割を取って、市町村にそのまま交付してくれるということになりました。市町村は、その事務をしないものですから、入って来る環境性能割の収入の5%を徴収事務費として県に支払うと。ですから、環境性能割の95%が町に入ってくるということになります。それから、法人税割の引下げ。12.1%から8.4%に引き下げますと、一応、27年度ベースに試算しておりますが一約1,000万円の減収を今計算してはじいております。ちょっと別の話になるのですが、仮に消費税が10%に上がったという場合を想定しますと、今までは地方消費税交付金というのが1%だったのが、1.7%に…0.7%引き上げられるので、その0.7%については社会保障財源分ということで、人口を案分して交付されるものが0.7%プラスして入って来ると。今現在も入って来ているのですけれども、その部分について試算しますと、粗々ですけれども6,000万円弱くらい増えるのかなという試算もしております。以上です。

(11番)藤ノ木浩子

そうしますと、消費税が上がる時期を見て、法人税割の引下げも自動車取得税の廃止も動くという理解でよろしいでしょうか。もう2点なのですが、別紙の4ページに「附則第15条軽自動車税の種別割の税率の特例」とあるのですが、グリーン化特例経過と書いてあるのですが、この意味を教えてください。それと、そのちょっと上の14条の3に「軽自動車税の環境性能割の減免の特例」とあるのですけれど、減免になる条件はどういうことなのか。もう一度お願いします。

税務町民課長（上村栄一）

先ほどから申し上げているのですが、私の説明が悪くて申し訳ございません。取りあえず今の段階では、「29年の4月1日に消費税10%にしますよ」という今の国の法律の内容です。ですから、それに伴って地方税法も変わったので、今回その改正をお願いしたいと。町も併せて法人税割を引き下げる。それから環境性能割を導入すると。いったん改正をしておいて、国からまた延期の法案が上がれば、津南町も施行期日を延期すると。そこで先延ばしにするという条例改正を予定していきたいと考えております。それから、グリーン化特例につきましては、28年度から導入されて、今現在も課税の軽減が図られております。いわゆる電気自動車とか排ガス自動車につきましては、軽自動車税が安くなっております。もろに環境対策の一環として軽自動車税を軽減する措置でございます。それから、ハイブリット車とかよくお耳にすると思うのですが、ハイブリット車なども一軽自動車は余りないのですけれども一若干、軽自動車税を軽くするような措置を講じておまして、来年もう1年延長するという予定でおります。それから、附則第14条の3ですね。「環境性能割の減免の特例について規定を新設。」しましたと。「自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして減免する。」ということなのですが、今現在、自動車取得税の減免の措置という制度があります。自動車税は県の税金なので、新潟県が減免規定を持っています。自動車取得税については、県のほうで普通自動車も軽自動車も減免規定を設けておまして、細かく言えばいろいろあるのですが、例えば、身体障害者の減免とか構造車の減免だとか。あと、例えばNPOを設立して全額補助金を受けて購入した車両とかを設

立してから3か年の間、減免するという県の規定はございます。それに伴うということ。以上です。

(11番) 藤ノ木浩子

今ほど説明があったのですが、附則第15条、このグリーン化特例の経過というのは、「電気自動車やそういったものに対しては、特に軽減してあるものを1年延期するというところで、普通のガソリンの軽自動車は変わりません」という意味で捉えていいのでしょうか。

税務町民課長（上村栄一）

全くそのとおりであります。燃費基準の良い車から順番に安くなる金額が大きいということで、燃費基準のある一定の基準以下の車については現行どおりということでございます。以上です。

(12番) 吉野 徹

課長、2点だけ教えてください。今ほど説明をいただきましたけれども、環境性能課税標準というのは、県が定めて、その一部が今度は町に入ってくるということなのですからけれども、この軽自動車税の環境性能割の減免に対しましては、特例として市町村の長が認めた場合には減免されると考えていいのですか。それからもう一つ、外国人移住者等の所得の相互免除法というのがありましたけれども、その前に相互主義という言葉が出てきたのですけれども、どういうふうに捉えたらいいのでしょうか。そして、この外国人移住者等の所得相互免除法というのは、全ての外国人が対象になるのですか。その2点だけ。

税務町民課長（上村栄一）

1点目は環境性能割の減免ということでよろしいでしょうか。「市町村が特に定める」という書き方もあるのですが、当分の間、これも県に事務を委ねますので、今までどおり県の減免規定を採用するということになります。それから相互主義についてですが、今回、租税取決めが交わされたのが日本と台湾です。日本と台湾の中において個人や法人が対象になります。先ほど言いました日本においては、日本で発生する源泉所得について対象になります。この申告の対象になるのが、台湾人の方で日本に住所を持っている方が今までの、例えば、配当所得に対する所得税、源泉分離課税が20%だったのが10%に軽減されると。これが台湾の方が日本において恩恵を受けられると。では、日本人はどうなのかと言いますと、例えば、日本人の方が台湾に住んでいて台湾の居住者になっているとします。そうすると、台湾の法律で、先ほど言った20%の税金が10%安くなるという相互主義だというふうに私は理解しております。あとは…。 — (吉野議員「町長の特例によって、自動車税の環境性能割の減免…」の声あり) — はい。すみませんでした。町長の特例といいますか、それは今後当分の間という話がありまして、何年、何十年先になるか分かりませんが、町に移管した場合に町長の特例として定めるものという減免規定になるのですが、その時点で検討せにゃならんというふうに考えております。以上です。

(12 番) 吉野 徹

今説明いただいた台湾のことと日本のこと、それが相互主義という言葉ですよ。それでよろしいのでしょうか。

議長 (草津 進)

よろしいですか。 — (吉野議員「はい。」の声あり) —

ほかに質疑はありませんか。 — (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 63 号について採決いたします。

議案第 63 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (起立 10 名、非起立 2 名) —

賛成多数です。よって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 7

議案第 64 号 平成 28 年度津南町一般会計補正予算 (第 6 号)

日 程 第 8

議案第 65 号 平成 28 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日 程 第 9

議案第 66 号 平成 28 年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

日 程 第 10

議案第 67 号 平成 28 年度津南町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日 程 第 11

議案第 68 号 平成 28 年度津南町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)

日 程 第 12

議案第 69 号 平成 28 年度津南町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日 程 第 13

議案第 70 号 平成 28 年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日 程 第 14

議案第 71 号 平成 28 年度津南町病院事業会計補正予算 (第 2 号)

議長（草津 進）

議案第 64 号から議案第 71 号までを一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

議案第 64 号平成 28 年度津南町一般会計補正予算（第 6 号）から議案第 71 号平成 28 年度津南町病院事業会計補正予算（第 2 号）までを一括して主なものを御説明申し上げます。

まず、総務課関係では、歳入で地方創生推進交付金の増。歳出で職員研修費の増、財務書類作成業務委託料の増、ほくほく線鉄道安全輸送事業補助金の増などがあります。

税務町民課関係では、歳入で消費者行政活性化事業補助金の増。歳出で地籍補正事業に伴う基準点修繕料の増、ごみ集積庫設置事業補助金の増などがあります。

次に、福祉保健課関係では、歳入で臨時福祉給付金給付事業費補助金、障害者遺族年金等受給者向け給付金事業費補助金の増、これら給付金に係る事務費補助金の増、平成 27 年度後期高齢者医療療養給付費負担金返還金の増。歳出で精算に伴う各種前年度補助金及び負担金の返還金の増、臨時福祉給付金等給付事業の増、介護保険特別会計繰出金の増、津南健康増進施設修繕料の増、予防接種事業の増、町立津南病院出資金の増などがあります。

地域振興課関係では、歳出で観光施設維持修繕料の増、SL 運行に伴う実行委員会への補助金の増、マウンテンパーク津南スキー場管理運営事業の増などがあります。

次に、建設課関係では、歳出で橋梁長寿命化計画策定委託料の増、橋梁修繕工事の減、前年度橋梁修繕工事補助金返還金の増などがあります。

教育委員会関係では、歳入でプール使用料の減、児童福祉負担金及び児童福祉補助金の増。歳出でスノーモービル修繕料の増、旧津南原小学校遊具解体工事の増、ふれあいの丘学校看護師配置負担金の増、給食備品購入費の増、総合センター防犯カメラ購入費の増、遺跡発掘調査事業の増、スキー場関係整備機械購入費の増などがあります。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入で国民健康保険制度関係業務準備事業補助金の増、療養給付費等交付金過年度分の増、前年度繰越金の減などがあります。

後期高齢者医療特別会計では、歳入で保険料還付金の増。歳出で過誤納保険料還付金の増などがあります。

介護保険特別会計では、歳入で介護給付費国庫負担金交付金の増、介護給付費県負担金の増、一般会計繰入金の増、前年度繰越金の減。歳出で電算処理委託料の増、保険料還付金の増、国県支出金支払基金交付金等精算償還金の増などがあります。

簡易水道特別会計、下水道特別会計及び農業集落排水事業特別会計は、いずれも歳入で預金利子の一般会計からの繰入金からの増。歳出で一般管理事業の増などがあります。

病院事業会計では、消雪用井戸ポンプ交換工事の増によるものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（根津和博）、税務町民課長（上村栄一）、福祉保健課長（高橋秀幸）、地域振興課長（江村善文）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（清水 修）、病院事務長（桑原次郎）
—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

20 分間休憩いたします。 —（午後 3 時 00 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午後 3 時 20 分）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行います。

（5 番）恩田 稔

15 ページの観光費についてちょっとお聞きしたいのですが、修繕料がありましたけれど、先ほど金額が分からなかったものですから、その金額を教えてくださいと思います。それが 1 点。それから、ここで「マウンテンパーク津南」の草刈り機の修繕料が発生しているのですけれども、そのほかに今度は 17 ページで新規に草刈り機をまた購入をということなのですが、これについてももう少し明確にしていきたい。なぜこうなのか、明確に説明をしていただきたいことと、新規に購入する備品購入費でありますけれども、ここでは保健体育総務費で予算を取っているということについては、これは今後の管理といたしますか、いわゆる町でのチェックというのは、教育委員会が行なうということなのか。なぜ、同じようなものを片方は観光で上げて、もう一つはわざわざ別に教育委員会のほうになっている、こちら辺の理由についてお願いします。

地域振興課長（江村善文）

では、観光費で上げております修繕費の内訳でございますが、物産館と竜神の館の防災・防火用の警報装置、それと誘導灯で、38 万 6,000 円。それから、「マウンテンパーク津南」の先ほど御質問の草刈り機については 108 万 4,000 円。それと、リフトの建屋の修繕費としまして 162 万円。それから、タイヤショベルの修繕費として 54 万円。それから、高圧の開閉器の更新で 70 万円となっております。「マウンテンパーク津南」の草刈り機については、今まで 4 年くらい前まで使っていたのですけれども、ゴムのクローラーが切れて使えなくなった状態にありました。ところが、いろいろ修理できないか聞いているなかで、ゴムクローラーを受注生産してもらうことができるということが分かりまして、今まで使えなかったものを修理が可能になったと。今まで使えなかったのは、そのゴムクローラーが切れて動かなかつたので使えなかったところがありまして、直せば使えるというのが修繕業者に見ていただいた結果分かりましたので、グレンデの除草に今まで「ニュー・グリーンピア津南」から 2 台借りてきてやっていたものを借りないでできるようにしたいというふうに考えております。

教育次長（清水 修）

それでは、17 ページのほうにございます保健体育の関係で入れるものでございますが、これは、こちらの目のほうにクロカンコース維持管理費が載ってございます。去年はスノーモービルを入れさせていただきました関係なのですけれども、ここについては今ほど地域振興課長から説明ありましたけれども、ゴムクローラーを受注生産でやるというのが非常に日数がかかって、今シーズン間に合うかどうかという話を聞きまして、私どもはクロカンばかりじゃなくてスキー場を学校のスキー事業、スポーツ少年団活動でも使うわけでございます。ススキがそのまま…手刈りでやった場合、そこへ雪が積もると雪崩のように滑るわけなのでございます。それを防ぐためには、乗用の…今、地域振興課長で古くなったものを持っておりますけれども、同型のものを予定しております。それは、「ハンマーモア」といって、金物を振り回して草を砕いていくようなかたちでございまして、切り倒すのではなくて砕きますので、その破片がすぐに朽ちて地面と一体化して雪崩防止につながるということで、どちらのスキー場でも1台は持っているものだと私は思っております。ただ、私どもが今入れようとしているのはクロカンコースでございまして、県との話は今進めているところなのですけれども、去年スノーモービルを入れた補助対象として、今回この機械も当てはめていただきたいというお願いをしております。ただ、これがクロカンとか「雪国に関すること」ということなのです。今はクロカンコースの急な所もあるわけですので、その安全を保つために入れるということで、今、県と折衝しております。もし認められれば、4割補助を受けられるという考えでございます。先ほど、地域振興課にあって直していただきたいというのは、私のほうもお願いしたいくらい今の草の状況からすると2台体制でもなんとか安全を確保するためには必要なものだと思っております。また、古いほうがクローラーばかりじゃなくて、もう私がスキー場にいたときからの物でございまして、かなり古い機械でございます。ですので、今回、このシーズンに間に合うように私のほうとしては新車を入れさせていただき、「マウンテンパーク津南」でのスキーの安全確保をお願いしたいと考えております。

（5番）恩田 稔

なんとなく分かるような気もするのですけれども。どちらのほうから金が行っても同じですけれどね。同じですけど、以前の「マウンテンパーク津南」の状況を見たときに、圧雪車が夏でも全くほったらかしの状態なわけですよ。そういったことがないようにするためにどちらが責任を持つのかという見方をするとといったようなところから見ると、何か非常にあやふやというか、どこがどう責任を持つのか。両方使うと言われれば、それまでですけれども、圧倒的にゲレンデのほうが多いのかなと思っているわけです。では、今の新規の物については、いわゆる教育委員会がそういうチェックを今後していくということで考えていいのですか。

教育次長（清水 修）

はい。教育委員会で見させていただきたいと思えます。 —（恩田議員「分かりました。」の声あり）—

議長（草津 進）

ほかにありませんか。

（6番）栗原洋子

2点、お聞きします。地域振興課長と教育次長にお願いします。地域振興課長にお聞きしますが、見玉から遊歩道というお話がありましたけれども、柱状節理を見る場所というのは、今、砂利道でしたか。そこを舗装する、改良するということなのですね。これは質問じゃないのですけれども、そこに高齢者の方が行ったときに全然椅子もなくて座れる場所がないと。せっかくの景観を見ようと思っても、高齢者の方はそこで降ろされても大変だというお話を聞きましたので、もしこの改良をするのでしたら、是非椅子の一つや二つ置いていただきたいと思います。

それと、教育次長に。先ほど、旧津南原小学校の校庭の平均台を、土台を埋めてある所を掘り出して工事をしたということで61万円上がったそうですけれども、どこの業者にお願いしたのですか。全く私は知らなかったのですけれど、どうして61万円も掛かったのでしょうか。

地域振興課長（江村善文）

今、御質問の所は、車の駐車場から歩いて行く所にガードパイプがあるので、そこから池の淵をぐる一と回って行く所はずっと砂利道なのです。若干、歩きやすいように玉砂利っぽいものを入れているのですけれど、やっぱり車椅子で行くには厳しいので、約1m80cm くらいをグリズリーアンダーという再生アスファルトのようなものなのですけれど、それで舗装をすることによって、池の淵をぐる一と回って行って、下って行く遊歩道の下り坂の手前まで間をそれで舗装したいと思っています。今、御指摘のあった「椅子がない」ということなのでございますけれど、椅子は置いていないのですが、あそこへ1m50cm くらいの座れる大きい石があるのです。私はあそこに行ったときはそこに座るようにしているのですけれど、—（笑い声あり）— それだけでは、ちょっと不備なのかというのは私も感じますので、また見玉の活性協の方々とは相談して椅子が良いのか、そういう石みたいなものや木が良いのか分かりませんが、考えてみたいと思います。

教育次長（清水 修）

先ほどの説明で私「してしまった」と言っていたら、大変申し訳ありませんでした。まだ見積もりを取った段階でございまして、撤去はしてございません。旧津南原の地域の方々からは、使えるときはまた使いたいということで、多分いろんな遊具を校舎の脇に置いてあったかと思うのですけれども、一応、私どもで片付けられる鉄くず等は、業者さん— 廃品回収さんと言うのですか— に片付けていただきましたけれど、今ここで予算をお願いするものは、土中に埋まっているもの。平均台とか。それから、回転塔といって下に基礎を打ってあるもの。それから、国旗掲揚塔。この塔のポールが腐食して強風なり雪が雪庇のようにくっ付いた場合、危ないというような御指摘をいただきましたので、今回、併

せて撤去させていただきたいということで、どちらかと言うと土木工事になります。そちらのほうの建設業者の方に撤去作業、そして、それを廃棄物として処理をしていただくということで、廃棄物処理料も含めてお願いしたいというものでございます。

(6番) 栗原洋子

見玉のほうは、よろしく申し上げます。石だとやっぱり高齢者の方はずるっと落ちたり— (笑い声あり) — いろいろ大変だと思いますので、申し上げます。

それから、小学校のほうですが、そういう大きな工事になるということでは考えていなかったもので、平均台の脚をね…脚だったら切ってしまう方がいいと思って、そんなんだったらチェーンソーで簡単に切れるんじゃないかなと思っていました。では、国旗掲揚塔とかも撤去するというので、その工事をするのですね。それだったら分かりました。

議長 (草津 進)

よろしいですか。 — (栗原議員「はい。」の声あり) —

(3番) 石田タマエ

教育次長に2点ほどお伺いします。まず、1点目なのですが、十日町の特別支援学校の支援員の配置負担金。確か、津南が半分、十日町が同額で半分という御説明をいただいたかと思うのですが、こういった場合は必ず半々というふうに決まっているのでしょうか。それとも、ケースバイケースのように、今回たまたま津南のお子さんだったのでこうとか、そういうような決まりだったのでしょうか。その辺を教えてください。それから、これはちょっとみじめな話なのですが、その下の備品購入費。上郷小学校の流し台というふうに伺ったのですが、金額としては40万円足らずのものなのですが、今、保育園の統合、学校の統合ということが、津南町の中で検討されているなかであります。そういったところで、たまたま外丸保育園を見ている、非常に流し台なんかも綺麗なものが使われないであるわけです。そういった統合の方向もまだ決まっていらないような、明確にはなっていないような状況のなかで、こういったものをうまく活用するようなことで、少しでも経費削減というような方向は考えられないものなのでしょうか。

教育次長 (清水 修)

それでは、先に支援学校の関係です。先ほどの説明で十日町と同額と言ったのは、折半でなくて、私どもは今、歳出のほうで上げさせていただきました。これは負担金ですので、十日町の教育委員会のほうにこの額をそっくり上げるということで、十日町教育委員会は、これを今度、歳入のほうで津南町から頂くということで上げてあると思います。なぜかという、この子どもの医療に関わる臨時の看護師さんを雇うということで、ほかの子どもには医療行為がなされない。それを必要とする子どもがいらっしゃるから、津南町の子どものためにこの方を雇うということで、今、津南町で全額上げてあります。先ほどは実績に応じてと言ったのは、これから3月までの間に津南町の子どものみだけでなく看護師さんが別の仕事で学校の中で活動しているなか、十日町の子供の面倒も見られるとか、お手伝

いできるということになれば、その仕事の内容によって案分でもってこの額より落として十日町が例えば10%とか津南町は90%とか、そういう割合で精算をさせていただきたいというものでございます。上郷小学校の流し台でございます。これについては、言われたとおりだと思いますので、私も見て来たのですが、どこの学校も最初設置するときは特注で、その学校の設計に合わせた流し台を入れるものですから、外丸小学校なり津南原小学校で空いているからといって、それがスポンと入るわけではなくて、結局それを加工するとかということになりますと、また別料金が嵩むというようなこともあったり、使い勝手が悪いとか、そういうものがありますので、今、上郷小学校に入れるのは、その空いた分の中に入るものを――特注と言えば特注になるのですけれども――入れさせていただくというものでございます。ほかの電化製品もそうですけれども、使えるものはなるべく使うよう、職員には指示しているつもりでございます。

(4番) 風巻光明

建設課長に1点と、それから福祉保健課長に1点お伺いしたいのですけれども。建設課長は、15ページの道路測量調査委託料増ということで、増ということは増えたということだと思うのですけれども、800万円計上しています。私は測量関係は全く素人で、単金とかそういうものは分からないのですけれど、単純に計算すると、1人1日4万円としても200人工掛かるわけですね。そのほかにきっと図面代とかもいろいろいると思うのですけれども。できれば、その800万円の實質測量費用とそういった図面作製費みたいなものが分かれて出るのであれば、その辺を教えていただきたい。

それと、福祉保健課長、14ページの健康増進費。一番上に修繕料が「クアハウス津南」のバーデゾーンの入口の手すりと、それからサウナルームの窓ガラスを入れ替えるというふうに聞いたと思うのですけれど、まず手すりはバーデゾーンの入口といっても、女子のシャワールームからずっと来ると20mくらいあるし、入口だけだと何mくらいの手すりを付けるのかということ。それから、確かにガラスは消防法によってスチール入りのガラスで大きさも2畳くらいあると思うのですけれど、その辺はきっと高いのだろうと思うのですけれど、その手すりを何mくらい付けるおつもりなのか。その辺、2点だけ教えていただきたいと思います。

建設課長 (柳澤康義)

13節、委託料800万円の増ということでございますが、こちらの測量といえますか、橋梁の修繕のための詳細な設計書の委託料ということで、今年度、3橋の橋梁修繕をするための詳細設計を委託するための増でございます。したがって、800万円というのは、予定しておいた1橋プラス2橋分の詳細設計をお願いしたいということで、2橋分での800万円の増ということでございます。その前の段階で、点検等もしておるなかで図面等も起こし、どこが悪い、こういった修繕、断面修復とかいろいろあるのですけれども、その辺の図面を起こして詳細な設計をするための委託料ということでございます。

福祉保健課長（高橋秀幸）

「クアハウス津南」の修繕費につきましての御質問ですけれども、まず、バーデゾーンの前に打たせ湯がありますけれども、あそこの前の通路を水中運動の参加者の高齢者の方が通るのです。そこが非常に滑るということで、打たせ湯の前です。女子更衣室ということではなくて、打たせ湯の前の通路がありますけれども、そこに5mくらいなのかな、手すりを付けたいということです。高齢者が転倒される場合が…それを防ぐということで、水中運動等の参加者のための予防策として手すりを付けたいということでございます。もう一つは、サウナ室と寝湯のガラスの修繕ということで、こちらのほうは2か所でございます。合計で76万2,000円ということでございます。

（11番）藤ノ木浩子

1点、お願いします。SL運行の補助金なのですけれども、先ほどの説明で大変なイベントだなと思いました。この予算は、踏切警備や記念品、その他ということなので、踏切の警備にかなりの人が必要なのかなと思うのですけれども、この予算だと大体どのくらいの人員を配置するとなっているのか。それから、町民にはどういうふうに知らせるのでしょうか。この予定だというチラシはどこかで出すのか。それから、先ほどバスが運行するようなことを言ったのですけれども、この11月19、20日というのは、飯山線の普通の路線はどうなるのでしょうか。運行はしないでバスが走るのでしょうか。その点をお聞かせください。

地域振興課長（江村善文）

最初にあとの質問のほうなのですが、バス運行というのは、その区間、通常であれば電車の走るところをSLが通るために、要はSLと普通のディーゼル機関車がすれ違う場所が時間的にかぶるとないわけですよ。そうなったときに、そこの部分をJRのほうでバスで代行運転をするためのバスでございます。それから、SLの踏切やビューポイントの警備についてなのでございますけれども、これについて今予算上で見ているのは、約60人から80人くらいを予定しております。これについては、実行委員会の中でもいろいろ話がありまして、踏切についてはプロの警備屋さんをお願いしたいと思っています。これが町内8か所あります。これについては、前後2人ずつ16人で12日間という計算で、それ以外のビューポイントについては、できれば沿線集落の方々、また、実行委員会でも出たのですけれども、町内の人たち皆に呼びかけをして皆で盛り上げるような、そういう取組というか、協力体制を作ればいいのかというようなお話もいただいておりますので、これから検討をしていきたいと思っております。それから、どうやって周知するかについては、9月20日の広報紙の中に入れていきたいと思っております。なんでかということ、旅行商品がみんなで幾つもあるのですけれども、その旅行商品の中で市町村割…要は、行って来る1往復分の中で、津南町の町民向けに販売できる市町村割というのがありまして、その旅行商品の単価とかそういうものが決まるのが、15日にJRのほうでそれを公表するのです。それに合わせて津南町では、そのあとの20日の広報紙で皆さんに周知したいと。今考えているのは、68人分なのですけれども、できれば子どもさんなんかも乗っていただきたいので、子どもさん1人で乗せるわけにはいかないのです、親子でペアの。全体では68人なのですけ

れど、そういう組からいくと 45 組くらいになるかもしれないのですけれど、当然応募者は多いと思うので、それを往復はがきで出してもらって、抽選で皆さんにその権利をお渡ししたいと考えております。

(11 番) 藤ノ木浩子

この 218 万円の中に、議会のほうにも実行委員会のメンバーにということで選出されているわけなのですから、その実行委員会の予算なんかもここに入っているのですか。

地域振興課長（江村善文）

この 218 万円というのが、実行委員会に補助として出す予算でございます。

(2 番) 村山道明

最後にすみません。教育委員会に 1 点だけ。先ほどの乗用の草刈り機、800 万円ですから、これは多分備品購入であれば 2 社以上の見積もりが必要かと思っているのですが、これの定価と何社の入札を行ったのか、お聞きします。

教育次長（清水 修）

地域振興課の先ほどの修繕に上がっているのが…名前を出せば「カネコ農機」さんの製品が過去にあったわけですが、今そこはもう廃盤になっているということで、長野県のメーカーだけが作っているというハンマーモアの 40 馬力くらいのものです。ただ、そちらのほうから直接見積書というか、パンフレットと見積金額を貰ったのですが、それを取り扱うのは、どちらの農機具屋さんでもできるわけですので、今後は県の指導の下に入札にかけてやるということで、定価と言えども定価で今上げてありますけれども、入札になれば当然それよりも落ちると考えております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行ないます。

議案第 64 号について討論を行ないます。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 64 号について採決いたします。

議案第 64 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 65 号について討論を行ないます。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 65 号について採決いたします。

議案第 65 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 66 号について討論を行ないます。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 66 号について採決いたします。

議案第 66 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 67 号について討論を行ないます。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 67 号について採決いたします。

議案第 67 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 68 号について討論を行ないます。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 68 号について採決いたします。

議案第 68 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 69 号について討論を行ないます。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 69 号について採決いたします。

議案第 69 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 70 号について討論を行ないます。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 70 号について採決いたします。

議案第 70 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 71 号について討論を行いません。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 71 号について採決いたします。

議案第 71 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 15

認定第 1 号 平成 27 年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 16

認定第 2 号 平成 27 年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 17

認定第 3 号 平成 27 年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 18

認定第 4 号 平成 27 年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 19

認定第 5 号 平成 27 年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 20

認定第 6 号 平成 27 年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 21

認定第 7 号 平成 27 年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 22

認定第 8 号 平成 27 年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について

議長（草津 進）

認定第 1 号から認定第 8 号についてまで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

平成 27 年度決算の認定について、認定第 1 号から認定第 8 号まで一括して御説明申し上げます。

平成 27 年度は、「第 6 回大地の芸術祭」が開催され、津南町にも前回を超える大勢のお

お客様から訪れていただきました。辰ノ口の砂防ダム、上郷クローブ座、大割野インフォメーションセンターなど、期間中大変な賑わいで、いずれも地域の皆様から心のこもったおもてなしをいただいた結果であり、改めて感謝を申し上げます。津南町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び津南町総合振興計画後期基本計画を町民代表の町づくり委員の方々の御協力を得て策定することができました。こうした計画に基づきながら、60年に渡り先人が築いてこられた津南町の新たなスタートを切りたいと考えております。また、昨年秋からふるさと納税制度の新たな取組を始めたところ、1億6,000万円を超えるお申込みをいただきました。今後、ますます競争が激しくなり、特産品だけでは飽きられてしまうことが考えられ、寄附していただいた人をいかにつなぎとめるか、絆づくりがポイントになってくると思われまます。「みんな雪のおかげ」これは、私の町づくりのキーワードの一つであります。雪という地域資源を活用し、雪冷熱データセンターの誘致を決めることができました。このように来たるべき将来に向けて、平成27年度の各種事業が円滑に実施できたことは、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解、御協力の賜物と深く感謝申し上げます。次第であります。

さて、一般会計の歳入につきましては、依然として回復の兆しが見えない経済情勢のなかにはありましたが、財政の根幹であります町税収入済額が10億4,627万円、対前年度比0.32%の微増という状況になりました。主な内訳としては、町民税が給与・農業取得等の減少による所得割の減で3.4%の減。固定資産税は、評価替えによる家屋の減及び償却資産の増により2.7%の増になりました。また、町たばこ税は、消費本数が減少したところから0.5%の減となったところであります。

次に、平成27年度の主な事業の成果について申し上げます。

まず、総務課関係では、上郷クローブ座の駐車場・進入路整備、宿泊施設整備等を行い、「大地の芸術祭」や都市と地域の交流のキーステーションとして整備しました。また、ふるさと納税事務の一部をJTBに委託し、情報発信力を強化することで寄附金の大幅な増加につなげることができました。地方創生においては、戦略策定から事業展開の段階に移り、当町も地域住民生活等緊急支援交付金を受け、地方版総合戦略、人口ビジョンを策定するとともにプレミアム商品券事業、地域資源を活用した観光振興事業等を実施しました。昨年は、町制施行60周年という節目の年でもあり、記念式典のほか記念誌「10年の歩み」やオリジナルカレンダーの作成等各種記念事業を行いました。

福祉保健課関係では、高齢者対策として配食サービスや要援護世帯除雪費補助等を引き続き実施することで生活支援を行い、住み慣れた地域で安心して生活できるように努めてまいりました。障害者福祉では、地域で安心して自立した生活を送れるよう各種サービスを受けるための相談支援の環境充実に努めるとともに、新たに人工透析を受けている方の負担軽減のために送迎サービス事業を開始しました。保健衛生では、各種検診事業や健康づくり事業を展開するとともに感染症予防対策としてインフルエンザをはじめ小児用及び高齢者の肺炎球菌ワクチン等の予防接種事業に引き続き取り組みました。また、健康増進施設クアハウスは、老朽化によりボイラーと源泉ポンプの入替え工事を行いました。子育て支援・少子化対策では、妊産婦医療費の助成を行い、子育て世代への費用負担の軽減を図るとともに特定不妊治療助成、子どもの医療費助成については、高校卒業の年齢まで助成

し保護者の負担軽減を図り、子育て環境の充実に努めました。国民健康保険では、平成30年度から運営を県と市町村とで共同で行うことになっており、大きな制度改正が予定されております。近年の医療費の伸びに加え被保険者数が減少しており、国保運営は厳しさを増しておりますが、経済状況を考慮するなかで保険料額は据置きといたしました。介護保険では、地域包括支援センターを中心に介護予防事業、介護サービスの充実、高齢化の進行による認知症の予防対策、相談事業等を展開してまいりました。

次に、地域振興課農林関係では、町単独事業として津南町認証米や加工農産物の特産品づくりを引き続き支援してまいりました。再生可能エネルギー利用促進では、雪冷熱利用集出荷施設の建設を行いました。畑作振興としてアスパラガスの新植に取り組むとともに新規作物導入試験では、高リコピンニンジンの実証試験を行い、農山漁村活性化事業では、小水力発電所を建設し売電事業を開始いたしました。土地基盤整備では、県営中山間総合整備事業を推進し、外丸地区県営経営体育成基盤整備事業は完了し、農地耕作条件改善事業として農道整備、取水設備整備を行いました。商工観光関係では、秋山郷観光の玄関口である見玉に直売所改修整備を行いました。また、「第6回大地の芸術祭」が開催され、多くの鑑賞者が来町し、地域の活性化と盛り上がりにつながり成功裏に終了することができ、御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。「ニュー・グリーンピア津南」では、第2クワッドリフトの新設と初級者用ゲレンデの整備を行い、「マウンテンパーク津南」では、ロッジ1階の改修を行いました。津南雪まつりでは、スカイランタン人気から1万人を超える入込み客で大変な賑わいとなりました。

次に、建設課関係では、国県道事業として国道405号の旭町通り歩道整備事業と太田新田地内の拡幅改良事業が継続され、用地物件補償関係が進められました。工事につきましても、太田新田、見玉から清水川原までと結東地内の拡幅改良、清水川原地内の防雪工事と前倉地内で拡幅改良工事が継続して進められております。県道加用今新田津南停車場線では、相吉工区と中子工区で拡幅改良事業の物件補償、改良工事が進められました。河川関係では、貝坂地内の釜堀川護岸工事が継続され、砂防事業で正面地区の急傾斜地崩壊防止工事、辰ノ口地区のトヤ沢砂防工事、芦ヶ崎地区で石黒川砂防工事が進められました。町道改良関係は、継続3路線、新規継続1路線、新規完了で1路線、水路側溝改良3路線、防雪工事2路線、舗装修繕工事2路線と災害防除1か所を完了いたしました。防雪事業として除雪車の購入、住宅事業では美雪町町営住宅の建替え、子育て支援住宅の整備を行うことができました。簡易水道事業では、上野導水管布設換え工事、資産台帳整備を完了し、下水道事業、農業集落排水事業では、住宅新築に伴う管路整備、公共枡設置を行いました。農地農業用施設災害復旧では、27年発生災害の2か所1工事を完了いたしました。

次に、教育委員会関係として、ひまわり保育園では2歳児用の教室を増築し、更に子育て環境の充実に努めるための整備を実施いたしました。今後も新たに配置した子育て連携専門員を中心に、より一層保育・小学校の連携と支援児の切れ目のない養護と教育の連携を深めます。津南町教育の柱となる「育ネットつなん」は、「自分で自分の生き方を切り開いていく子ども」を目指し、関係組織団体と一層の連携を深めて活動を実施いたしました。学校教育の人的環境整備としまして、学力の向上や生きる力を育むため、複式対応講師や学習支援員などの配置、不登校対策として訪問指導員の継続配置をいたしました。また、教職

員や保育士の資質向上を目的に管理指導主事、すこやか教育指導主事、さわやか子育て教育応援団の継続配置をしました。社会教育社会体育関係では、まず、施設面において総合センター並びに文化センターの施設設備修繕などを行い、利用者の利便性・快適性の向上を図りました。また、スポーツ施設として中津川運動公園につきましては、野球場の内野修繕などを行いました。冬季シーズンにおいては、マウンテンパーク津南クロスカントリースキーコースでの快適な練習や大会運営のため、スノーモービル2台を新規購入しました。一方、ソフト面では、公民館事業として、世界的にも有名な和太鼓芸能集団「鼓童」を招いて大盛況のなかで演奏をしていただきました。ほかにも、地域の指導者の御協力をいただきながら、また、NPO法人「Tap」との協働の基に各種講座や教室、スポーツ大会も数多く開催いたしました。文化財関係では、国道拡幅に伴う堂屋敷遺跡の本調査1件、試掘調査を12か所と国営圃場整備並びに県営圃場整備に伴う12か所の遺跡発掘報告書作成作業を継続的に進めました。県指定史跡の今井城跡では、多くの方から観覧いただけるよう駐車場と防護柵を付けた遊歩道の整備を行いました。「農と縄文の体験実習館」は、入館料を無料にし、企画展や体験実習が気軽にできるように努め、地域文化の意識の高揚に取り組んできました。また、津南学4号の刊行と障害をお持ちの方や小さな子どもたちまで誰でも楽しめるユニバーサルな企画展等を実施しました。また、苗場山麓ジオパークのハード事業としては、火焰型土器のモニュメント1基、展望台1基、ジオサイト総合案内看板は3基、解説看板は4基をそれぞれ設置いたしました。鹿児島県霧島において全国大会が開催され、日本ジオパークから認定証の授与が行われ、私と栄村村長はじめ総勢15名にて頂いてまいりました。心新たにジオパーク構想を基にしたジオ教育にまい進したいと考えております。

次に、病院事業会計では、病院運営の基本をプライマリーケアと予防医学に置き、地域に信頼され、安心して受診できる病院づくりに引き続き取り組んでまいりました。27年度におきましては、これまで続けてきた診療体制が人口減少や医療ニーズ、また、人手不足などから維持できなくなることが予想されたことから、新たな津南病院の目指すべき方向、病院改革を病院運営審議会へ諮問をいたしました。6月29日に答申をいただき、この答申を基本としながら、外来においては歯科の廃止、入院においては療養病棟の休床を決断させていただきました。医師確保につきましては、東京慈恵会医科大学に多大なる御協力をいただいておりますが、今後も町に必要な常勤医師の確保と充実を図るべく全力で対応したいと考えております。看護師確保につきましては、1名を採用しましたが、6名の看護師が退職されました。療養病床等の状況を鑑み2月から1病棟体制とし、10対1の入院基本料看護基準をしっかりと確保させていただきました。今後とも引き続き必要な看護師確保に努めてまいりたいと考えております。病院の収支につきましては、療養病棟の休床、長期入院患者の診療報酬制度上の影響、外来患者数の減少などにより厳しい経営環境下におかれています。このようななかであって病院事業会計決算では、一般会計から5億500万円の病院運営費を受けることにより単年度収支を黒字決算といたしたところであります。

以上、平成27年度の決算報告にあたり進めてまいりました施策の一端を申し上げます。高齢化と少子化の同時進行により多くの困難に直面しているなか、健全財政を堅持しつつ、自ら知恵を絞り、汗をかき、地域の活性化、町民の幸せのために、町民・関係機関と一体

となって様々な事業に取り組んでまいりました。十分なる御審議のうえ認定賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

会計管理者（桑原松洋）

それでは、私のほうから平成 27 年度決算の御審議をいただくにあたりまして、総括的な
御説明を申し上げます。まず、地方自治法の規定する会計管理者における議会提出の上程
資料でございますが、津南町各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、
各会計実質収支に関する調書、基金運用状況調書を含む財産に関する調書、以上の 4 項目
をこちらの白拍子の冊子にまとめておりますので、よろしくお願いいたします。このほか
に参考資料といたしまして、病院事業会計を除く各会計の決算状況について歳入歳出決算
参考表にまとめてありますので、また御覧いただきたいと思っております。なお、会計ごとの数
値の読み上げは省略させていただきます。

最初に、病院事業を除く一般会計・特別会計の総額について報告いたします。歳入総額
は、119 億 6,697 万 8,672 円、前年度対比 108.76%。歳出総額は、112 億 9,573 万 8,963
円で前年度対比 107.98%でした。繰越額全体では、6 億 7,123 万 9,709 円でしたが、繰越
明許費繰越額がありましたので、実質収支の総額は、6 億 895 万 8,709 円となりました。
ここで約 112 億 9,000 万円の歳出総額に占める各会計の比率を見てみますと、後期高齢者
医療特別会計と簡易水道特別会計がそれぞれ 1%。下水道特別会計と農業集落排水事業特
別会計がそれぞれ 3%。国民健康保険特別会計が 11%。介護保険特別会計が 15%。一般会
計が 66%の比率を占めております。歳入総額につきましても、各会計別にその占める構成
比率は、ほぼ同様となっております。ここにおきまして、特別会計の歳入につきましては、
一般会計からの繰出金で賄われています。そこで、特別会計に繰出金として支出されてい
る金額で各特別会計の歳入がどれほど賄われているかについて割合で見ますと、簡易水道
特別会計では 9%、国民健康保険特別会計では 10%、介護保険特別会計では 15%、後期高
齢者医療特別会計では 36%、下水道特別会計では 63%、農業集落排水事業特別会計では
80%が一般会計からの繰出金収入となっております。その総額は、9 億 6,972 万 2,000 円
となっており、一般会計総支出額の約 13%を占めることとなりました。なお、決算統計に
おいては、民生費の老人福祉費における後期高齢者特別会計の医療のための広域連合の負
担金も繰出金として集計されておりますので、これは除外して集計してみたものでありま
すから、決算参考表の 5 ページにありますグラフの比率とは若干異なります。また、病院
事業への会計へは、繰出金ではなく補助金で支出しておりますが、これを含めてみますと
総額で 15 億 744 万円余りとなっており、一般会計歳出総額の約 20%を占めるものとなっ
ております。

次に、基金運用について報告いたします。平成 17 年度からのペイオフの本格解禁以降、
資金の運用については、金融機関の預金において全額保護対象とならない場合があること
に注意しながらも、确实かつ効率的な資金の涵養と運用管理が求められるものであります。
その際に指針となる手段・方法といたしましては、地方自治法、同実務提要及び町公金運
用方針があり、平成 27 年度においてもこれに基づき管理運用しております。その結果、基
金につきましては、歳入歳出決算参考表の 35 ページのとおりであります。積立取崩しを

集計しますと、基金総額は 23 億 2,503 万 1,577 円となっております。なお、運用益は、基金条例で定める直接事業へ充当した額を差し引きまして 157 万 4,986 円となっております。

次に、財産につきましては、決算書 277 ページ以降の財産に関する調書に登載してあるとおりであります。本決算にあたり現地監査を含め 3 日間の決算審査をいただきました。細部につきましては、合同常任委員会にて各課長から御説明申し上げますので、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

決算監査意見書については、事前に配布されているため、朗読は省略いたします。

議長（草津 進）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、9 月 14 日及び 9 月 15 日は議案調査のため休会といたします。また、9 月 16 日の本会議は、定刻の午前 10 時より開議することとし、本日はこれにて延会いたします。

—（午後 4 時 29 分）—